

平成17年7月20日

日本公認会計士協会

目次

はじめに	1
CSRの捉え方	1
1．CSRとは	1
2．CSRの社会的背景	2
3．企業がCSRに取り組む意義・理由	4
4．CSRに関するガイドライン類	6
対象とするステークホルダー	9
1．ステークホルダーとは	9
2．企業とステークホルダーを取り巻く環境の変化	9
3．ステークホルダーとのコミュニケーション	11
4．ステークホルダーエンゲージメント	12
CSRマネジメント	13
1．CSRマネジメントの必要性	13
2．公表されているガイドライン類	13
3．CSRマネジメントのポイント	18
CSRの情報開示	22
1．CSRと情報開示	22
2．CSR報告の動向	25
3．CSR報告書の内容	30
4．規制等の動向	32
5．CSR報告のガイドライン	35
CSR情報の保証業務	36
1．CSR情報の信頼性と保証業務	36
2．CSRに関する保証業務の内容	37
3．現在行われているCSR情報に関する保証業務	39
4．CSR報告書の保証事例＜海外＞	40
5．CSR報告書の保証事例＜国内＞	50
6．今後の方向性	52

はじめに

日本公認会計士協会は、これまで環境会計及び環境監査に係る調査研究を継続しており、その成果として、経営研究調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針（中間報告）」（平成15年12月9日改正 以下「環境報告書保証業務指針」という。）同第22号「我が国における環境会計の課題と今後の発展方向」（平成16年5月17日）等を公表している。

近時、CSR（企業の社会的責任）への関心が高まり、企業が自社の活動に係る責任ある対応をいかに行き、その成果をどのように情報開示するかが問われてきている。このようなCSRに関する企業の行動や情報開示について、今後、公認会計士の役割が実務面で重要性を増すものと考えられる。

このような背景の下、コンプライアンス、リスクマネジメント、コーポレートガバナンス等のCSRの一般的な範囲と、非財務情報に関する保証業務の在り方・内部統制の監査制度化の影響等を検討テーマとして、CSRの概念を整理し、このたび、経営研究調査会研究報告第26号「CSRマネジメント及び情報開示並びに保証業務の基本的考え方について」を取りまとめた。

本研究報告作成のため、主に実施した検討事項は以下のとおりである。

- (1) 自主的規準（GRI、AA1000、SA8000等）に関する検討
 - (2) EUその他海外の非財務情報の規制、監査（レビュー）に関する検討
 - (3) 日本における国内法（環境配慮促進法等）及びその他制度化の動向に関する検討
- 今後は、本研究報告の概念整理を踏まえて、CSRに関する公認会計士の具体的な役割について検討していく予定である。

CSRの捉え方

1. CSRとは

CSRとは何か。多くの個人・機関がこれについて定義付けを試みているが、本節では、CSRに関する文献等で比較よく引用されるCSRの定義・考え方を2点紹介した上で、CSRの特徴について触れる。

(1) CSRの定義

EU - 欧州委員会「ホワイトペーパー」における定義 -

EUの執行機関である欧州委員会が2002年7月に発表したホワイトペーパーでは、CSRを「責任ある行動が、持続可能なビジネスの成功につながるという認識を企業が持ち、社会や環境に対する問題意識を、その事業活動やステークホルダーとの関係の中に、自主的に取り入れていくための概念」と定義している。

日本 - 経済産業省「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告書における定義 -

経済産業省が2004年9月に公表した「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告書では、CSRを、「今日経済・社会の重要な構成要素となった企業が、自ら確立した経営理念に基づいて、企業を取り巻くステークホルダーとの間の積極的な交流を通じて事業の実施に努め、またその成果の拡大を図ることにより、企業の持続的発展をより確かなものとするとともに、社会の健全な発展に寄与することを規定する概念であるが、同時に、単なる理念にとどまらず、これを実現するための組織作りを含めた活動の実践、ステークホルダーとのコミュニケーション等の企業行動を意味するもの」と定義している。

(2) CSRの特徴

上記以外にもCSRの定義には様々なものがあるが、企業が、企業自らと社会の持続可能な発展のために、ステークホルダーとの対話を通じて自主性を基調とした責任ある行動を起こすことがCSRの特徴として整理できる。

2. CSRの社会的背景

今日のCSRの発展を後押ししている原動力は何か。本節では、CSR隆盛の背景にある5つの社会情勢の変化について取り上げる。

(1) グローバリゼーション

企業の社会的影響力の増大

今日では多国籍企業と呼ばれる大企業が多数出現し、その事業活動は国内に留まらず、国境を越えたグローバルレベルのものとなっている。また、それら大企業の中には一国のGDPを超える規模の売上高を計上するものもあり、その社会に対する影響力は、地域によっては政府のそれと比較し得るレベルに達しているともいえる。このような大企業に対して社会は、進出先の国や地域の法規制の枠内で営利を最大化するという姿勢ではなく、政府の代わりに地域社会の持続的発展に貢献するような姿勢を求めるようになってきている。

異なる価値観を持つ地域への事業展開

事業のグローバル化は、企業が進出先の国や地域の異なる価値観にさらされることを意味する。文化、宗教、慣習の異なる地域での事業活動を円滑に遂行するためには、その地域を理解し、期待に応えるという姿勢が必要となる。

環境問題のグローバル化

経済活動が広範な地域に拡大するのに伴い、大気汚染や海洋汚染、廃棄物排

出に伴う最終処分場の圧迫など、経済活動に伴う環境影響も国境を越えて移動するようになっている。また、化石燃料の多量消費に伴う地球温暖化などは企業活動が全地球範囲に影響を及ぼす環境問題であり、これらは、企業に対してグローバルな視点に立った環境配慮を求めている。

(2) 人類・社会の価値観の変化

人類・社会が追求する対象は、欲望から幸福へ、拡大から共生へ、そして成長から持続可能性へとシフトしているといわれている。これは、製品・サービス市場、労働市場、資本市場、企業間取引市場といった企業が参加する各市場において、従来の経済効率性のみを追求するアプローチでは取引相手のニーズに応えることができず、最適解を得ることができなくなったことを意味している。このような異なる価値観が台頭しつつある時代においては、企業はステークホルダーとの対話なしには長期にわたって存続することはできない。

(3) 情報化の進展

近年における著しい情報化の進展、とりわけインターネットの爆発的普及により世界的な情報網が確立され、一般市民レベルでも大量の情報を瞬時かつ広範に伝達することが可能な社会が到来した。これにより、事故、不祥事といった企業の不利益情報も瞬時に伝達されるようになり、時にはそれが内部告発という形で行われるケースも散見される。情報化の進展はまた、NPO、NGO等の情報収集力や専門知識の拡充にも寄与し、社会が企業を評価する視線は従来以上に厳しいものになってきている。

さらには、社会に流出してしまった多量の顧客情報が犯罪に使用されるなどの事件も生じており、情報化の進展により企業にとって従来には存在しなかったタイプのリスクが台頭してきているといえる。

(4) 企業不祥事の多発

近年、国内外において、企業不祥事が相次ぎ露見した。いったん不祥事が発覚すると企業のブランド価値は著しく低下し、時には不買運動等に発展して甚大な損害に発展し得ることから、株主や債権者をはじめとする様々なステークホルダーは企業に対して法令遵守及びそれを確実にするためのシステムの構築等を従来以上に求める傾向にある。

また、商品・サービスの欠陥や事故により消費者が被害を被る不祥事が契機となり、消費者を中心に商品・サービスに関するより高い安全性を求める声も高まっている。

(5) 欧州統合

欧州では統合の進展により、例えば、工場や事業所の移転など、域内でのヒト、モノ、カネ、情報の自由な移動が可能となったが、これにより地域間のバランスが崩れて特定の地域における失業者が増大し、EU全体の持続的成長に対する負のインパクトが懸念されている。一方で、1997年のアムステルダム欧州理事会で合意された「安定成長協定」により、加盟各国はユーロ導入の条件として毎年の財政赤字を3%以内に収めることが義務付けられたため、各国が失業者対策のための十分な財源を確保することは難しくなっている。結果、各国の政府機能は低下し、「雇用問題をはじめとする社会の問題の解決に企業も貢献すべき」という機運の高まりにつながったとされる。CSR先進地域である欧州の動向は、日本の社会情勢に対しても無視できない影響力を持つものであり、日本にも同様の考え方が浸透する可能性は否定できない。

3. 企業がCSRに取り組む意義・理由

企業はなぜCSRに取り組むのか。新たなビジネスチャンスを生み出すものでもあるという意味において、企業にCSRに取り組む積極的意義を与えるものである。また逆に、CSRに取り組まなければ存続・成長が難しくなるという意味においても、やはり企業がCSRに取り組むよう動機付けるものといえる。さらに、それら企業を自発的にCSRに取り組ませる要因とは別に、政府による規制を通じた強制的な側面も存在する。本節では、企業がCSRに取り組む意義・理由について説明する。

(1) 外部評価の向上による、市場での優位性の確保・追求

商品・サービスの安全性の確保や、ガバナンスの整備、従業員の労働条件の改善、社会貢献などについて、経営者による明確な方針表明の下に着手することが、その企業に対する外部評価を高めることになる。また、企業は、市場の取引相手をはじめとする様々なステークホルダーとの対話を促進することにより、ニーズの変化を他社よりも早く捉え、それをいち早く新しい価値の創造に結び付けることができる。CSRの実践は、その企業が参加する様々な市場において他社に対する競争優位の源泉をもたらすことになると考えられるが、それは同時に、CSRに取り組まなければ競合他社から取り残されるという消極的な面も有している。

企業間取引市場

もし、部品や材料等の一部にCSRに反する方法で製造されたものが含まれていた場合、社会からの批判は、最終製品を製造したメーカーにも及ぶようになってきている。そこで部品や材料等の購入・調達に当たって、CSRの観点からの遵守事項をサプライヤーに対して課し、基準を満たさなければ取引をしないという方針でサプライヤーを選別するケースが増えてきている。サプライヤー

に対して有害物質を使用しない製品製造やISO14001認証取得などの環境配慮を求めるグリーン調達は今では一般化しつつあるが、今後、企業はより広範にCSRに取り組まなければ、CSRに配慮する得意先から選択されなくなることが予想される。

製品・サービス市場

これまで、消費者が商品・サービスを選択する際の基準として「価格」、「品質」、「安全」、「納期」といったファクターが重視されてきたが、その選択基準に「CSR」というファクターが加わろうとしている。環境配慮製品を優先的に購入するグリーンコンシューマーと呼ばれるグループの登場はそのような流れの先駆けといえ、今後は環境に限らず、より広い範囲でCSRに取り組む企業の製品・サービスが優先的に選択されるといわれている。また、この流れは、倫理感を欠く不祥事を起こした企業に対する不買運動といった従来からのネガティブな選別に留まらず、企業が自主的に取り組むCSRをポジティブな意味で評価する方向に進んでいくと思われる。

資本市場

従来の資本市場における企業価値の評価においては経済的側面が重視されてきたが、昨今では欧米を中心に、企業の環境や社会的側面を考慮して投資先を選定する「社会的責任投資（SRI：Socially Responsible Investment）」と呼ばれる投資行動が盛んになってきている。このようなSRIを加速する要因の1つとして、イギリスなど欧州のいくつかの政府において、年金法の改正により、年金基金に対して投資銘柄の選定等に当たって、環境・社会・倫理面をどのように考慮しているのか等についての情報開示が義務付けられたことが挙げられる。

CSRに取り組まなければ、株価の安定化や有利な条件での資金調達が難しくなる可能性があることから、資本市場における優位性を確保するためにも、企業にとってCSRに取り組む意義は増してきているといえる。

労働市場

優秀な労働力の確保は、企業の存続・発展のために非常に重要なファクターになっている。労働環境の向上や人材育成、人権尊重といったCSRの取り組みは、これに共感する優秀な労働力の確保につながると考えられる。

(2) リスク管理・ガバナンスの強化

CSRの実践には、その一環として自社のリスクの洗い出し・分析、それを基にし

た商品・サービスの安全性の向上、そして自社に適したガバナンス機構の整備などの対策を講じることができるなど、リスクの低減が図れるという側面がある。

(3) 役員、従業員の意欲向上

例えば、従業員にとってより働きやすい職場への改善計画など、CSRに関する明確な方針・理念を経営者が明確に打ち出すことにより、役員や従業員の意欲の向上につながると考えられる。

(4) 経営の効率化

これまで別個のセクションで行っていた環境、労働安全、人権、法務等の業務に関してCSR委員会などの組織を立ち上げて連動性を与えるなど、CSRの観点から経営や組織体制を見直すことにより、無駄の排除や適正な資源配分を通じた経営の効率化につなげることができる。

(5) 規制によるCSR情報開示の要請

社会情勢の変化は一方で、欧米を中心とする各国の政府によって企業のCSR情報の開示を法的に義務付ける動きがある。このような情報開示の強制は、企業がCSRに取り組むことを強く促す側面を持つものである。また、欧米におけるそれらの法規制は日本のそれにも大きな影響を与えると予想されることから、近い将来において、日本企業もCSR情報を開示せざるを得ない状況が生じることも考えられる。これらについては「 CSRの情報開示」において後述する。

4 . CSRに関するガイドライン類

NGO等によって、CSRに関する規格・ガイドライン・研究成果（以下「ガイドライン類」という。）など様々な任意採用型のガイドライン類が提供されている。企業にとってこれらのガイドライン類は、最初にCSRに着手するための足がかりになるという意味や、それら基準に準拠することが市場におけるその企業の評価を高めるという意味において一定のメリットをもたらすものといえる。

本節では、これらのガイドライン類について、CSRの取組みに関する主なガイドライン類と、CSRの情報開示等に関する主なガイドライン類とに分けて概説する。

(1) 取組みに関する主なガイドライン類

OECD多国籍企業ガイドライン（OECD Multinational Enterprise Guidelines）

OECDによって1976年に公表された、企業の行動原則（行動規範）に関する基準（最近では2000年6月に改訂）である。多国籍企業による貿易・投資の自由化、経済のグローバル化に対する市民社会からの懸念に対応するために、多国籍企業に求められる行動規範に関するガイドラインとして作成された。加盟国

政府の多国籍企業に対する勧告であり、法的な拘束力はなく、採用は企業の自主性に委ねられている。

社会的責任に関するISO規格

社会的責任（SR: Social Responsibility）が、国際標準としてISO規格化されるという動きがある。国際標準化機構（ISO）では、2001年から規格化の検討が開始され、2004年6月にISO26000として規格化が決定されている。なお、この規格は、環境マネジメントシステムに関するISO14001規格とは異なり、規格準拠に関して第三者による認証の付与を前提とはしない規格となる予定である。

グローバル・コンパクト（United Nations Global Compact）

2000年7月に、コフィー・アナン国際連合事務総長によって提唱された企業行動原則のことで、人権、労働、環境、腐敗防止という4つの分野についての普遍的な10原則で構成されている。グローバル・コンパクトを支持した企業には、最高責任者による原則への支持の表明、グローバル・コンパクトの普及推進、そしてグローバル・コンパクトのWEBサイトにおいて原則実行のために実施した具体的な取り組みや活動状況の年1回の報告が求められる。

SA8000（Social Accountability 8000）

SA8000は、1997年に制定された労働者の権利保護に関する企業行動規範である（2001年に改訂）。アメリカのSAI（Social Accountability International）によって運営され、途上国における不公正かつ非人道的な労働慣行（児童就労や強制労働など）の中止を目的とした人権や倫理の分野では初めての規格とされている。第三者認証を意図した仕組みを有している点に特徴がある。

SD21000 “持続可能な開発 企業の社会的責任 企業のマネジメント及び戦略において持続可能な開発の問題点を考慮するためのガイド”

2003年5月にフランス規格協会が作成したもので、組織内に持続可能な開発の達成を目標とした取り組みを組み込むように、経営システムを技術面だけではなく企業文化面にも対応させるための戦略的なアプローチを提案するガイドラインである。

AS8003 “企業の社会的責任”

2003年にオーストラリア規格協会によって発行されたもので、AS8000からAS8004までのガバナンスに関する一連の規格の中の一部として位置付けられ

る。その目的は、自己規律的アプローチを通じて社会的責任の文化を確立・維持していくプロセスを組織に提供すること、そしてそのパフォーマンスを監視・評価できる効果的な枠組みを提供することにある。

コー円卓会議（CRT: Caux Round Table）の企業行動指針

日米欧の民間の企業経営者が共同で策定した企業行動指針。この指針では一般原則として、株主に限らないすべてのステークホルダーに対する企業の責任、法令遵守を超えて、信頼の精神の重要性、ルールへの尊重、環境への配慮など、7つの原則が定められている。この行動指針に法的拘束力はなく、採用は企業の自主性に任せられている。

日本経済団体連合会の企業行動憲章

日本経済団体連合会（日本経団連）は、1991年に10の原則からなる企業行動憲章を作成している（2004年5月に改定）。それらの原則には、社会的に有用な製品・サービスの開発・提供や、公正、透明で自由な競争、社会とのコミュニケーション、従業員への配慮、環境への配慮などが含まれており、日本経団連のメンバーはこの憲章の精神を「企業の行動における基準」として従うことに同意している。

(2)情報開示等（報告書作成等）に関する主なガイドライン類

GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン

GRI（Global Reporting Initiative）は、企業が作成する持続可能性報告書について、全世界において適用できる共通の指針の作成を目的として、1997年に設立された団体である。GRIのガイドラインは、企業活動に関する経済・環境・社会の3つトリプルボトムラインについて報告するよう定めていること、そしてこのトリプルボトムラインの3つの要素に関する指標を示している点に特徴がある。

AA1000シリーズ（AccountAbility1000）

イギリスの社会倫理説明責任研究所（通称：AccountAbility社）が1999年に発行した規格で、企業が社会倫理に関する報告を行う際、具体的にどのようなプロセスを踏む必要があるかを定めている説明責任に関する基準であり、ステークホルダーの参画を説明責任の明確化プロセスの中核に置いている点に特徴がある。

なお、AA1000シリーズは、「AA1000フレームワーク」を土台とする一連の基準で構成されている。2003年3月にはその第一弾として、持続可能性報告に関

する保証基準としてのAA1000保証基準（AA1000 Assurance Standard）が公表されている。

対象とするステークホルダー¹

1．ステークホルダーとは

企業と社会の持続可能な発展のためにはステークホルダーとの対話を通じて自主性を持った行動を起こすことが重要であり、CSRの取組みの信頼性を高めるためには、この対話の対象となる企業を取り巻くステークホルダーにフォーカスする必要がある。

ここでステークホルダー（stakeholder）とは、一般に「利害関係を有する者」といわれているが、「企業活動に直接・間接に影響を及ぼす又は企業活動から直接・間接に影響を及ぼされる利害関係者」というニュアンスが含まれている。

ステークホルダーは、具体的には顧客、株主、従業員、地域社会の他に取引先、投資家、金融機関及び政府・行政機関などのグループが挙げられている。

GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002では、典型的なステークホルダーとして地域社会・顧客・株主及び出資者・供給業者・労働組合・直接的及び間接的従業員・その他のステークホルダーを挙げている。

従来、企業に求められる社会的責任は、株主、投資家を中心として経済的に関係しているか、あるいは法令遵守範囲が重要視されていたが、企業活動と社会の持続可能性との関連に社会的関心が高まりつつある中、企業が責任を負うべきステークホルダーの範囲は拡大している。その結果、企業にとっては、ステークホルダーそれぞれとの関係をこれまで以上に大切にし、具体的かつ実効性に配慮した行動を取る重要性が増している。

2．企業とステークホルダーを取り巻く環境の変化

(1) ステークホルダーの活性化

従来、我が国の企業において重要視されていたステークホルダーは、一般的にかなり限定的に捉えることができた。

企業は、市場における様々な規制・統制により自由競争が制限され、結果的に保護されてきたため、ステークホルダーとして行政当局や業界動向及びメインバンクを中心とした金融機関等の動向を注視すれば足り、それ以外のステークホルダーにさほど注意を向ける必要がなかったからである。

しかし、バブル崩壊後、企業は安定的に特定のステークホルダーに対応すれば

¹本章は「CSRとステークホルダーコミュニケーション」河口真理子『大和総研経営戦略研究2005冬季号Vol.3』を参考文献としている。

良いのではなく、環境の変化に即応して企業を取り巻く様々なステークホルダーへの対応が要請されるようになってきている。

「従来は株主も従業員も消費者も地域社会も企業に対して積極的に働きかけることが少なくなかった〔原文ママ〕。多少の働きかけがあったとしても企業が対応しなければならないほど強いものはなかった。それが、株主や消費者、従業員という立場から企業に対して意見を主張し、必要なことを要請するステークホルダーとして影響力を行使するようになってきた。」²

顧客（一般消費者を含む。）

市場の需給が大きく買手市場に転換し、顧客重視も今では定着した感があるが、最近の一連の不祥事件などに見られるように顧客・消費者が具体的に不買運動を起こす等、企業経営に及ぼす影響は大きくなってきている。

株主（投資家を含む。）

資本市場においても企業間の株式の持合いは急激に解消に向かっていると同時に外国株主及び年金等の投資ファンドの持株比率が高まっている。そのため、企業としてはSRIに代表される機関投資家による投資ファンドの動向に注視せざるを得ない状況になりつつある。

従業員（労働組合を含む。）

労働環境については、終身雇用制度が実質的になくなり雇用形態が多様化する中、フリーターの激増等に代表される雇用関係の大幅な変化により、会社に対する忠誠心・帰属意識も急速に薄れてきている。

地域社会（一般社会を含む。）

地域社会に関しては、海外に比してNPO、NGOの活動が弱かったが、1998年にNPO法が成立したことにより、既に約20,000団体が登録されており、短期間に社会的活動に積極的な自立した市民としての土壌が整いつつある。

(2) ステークホルダーの特定

CSRへの効率的、効果的な取組みのためには、各企業の置かれた状況に応じてステークホルダーを明確にする必要がある。

しかし、各企業にとってステークホルダーか否かの判断基準は、個々のステークホルダーが企業経営に重要な影響を及ぼすか否かにより、固定的なものでは

² 「CSRとステークホルダーコミュニケーション」河口真理子『大和総研経営戦略研究2005冬季号Vol.3』から引用

ない。

それゆえ、CSRの取組みにおいては、CSRのテーマごとのステークホルダーを特定し、その意見や要請を把握することが必要となる。

3. ステークホルダーとのコミュニケーション

(1) 情報の透明性と説明責任

CSRにおけるステークホルダーとのコミュニケーションの前提は、CSR活動に関する「情報の透明性」の確保と「説明責任」の履行であり、具体的には、CSR報告書の発行やホームページなどインターネット上での開示が行われている。

しかし、CSR活動に関する報告書の配布やインターネットでの公表は、企業側からの一方的な情報の流れでしかなく、それだけでは、ステークホルダーからの意見や要請も含めた双方向としての対話ということにはならない。

企業リスクを避けるだけでなく持続可能な企業であり続けるためには、自社にとって重要なステークホルダーを特定し、適切なコミュニケーションを継続的に維持し、自社の行動や判断が、社会に受容されるよう努力する必要がある。

(2) ステークホルダーとのコミュニケーションの方法

CSRの取組みをより効果的なものとするためには、ステークホルダー側からの意見や要請をフィードバックし、これをCSRの取組みや公表情報の見直しに活用する必要がある。

企業は、報告書やインターネットでの公表情報をステークホルダーとの双方向のコミュニケーションツールと位置付け、「報告書に関するアンケートの実施、企業CSR担当者、企業のCSRに関心のあるステークホルダーとのミーティングの開催、エコ商品の展示会やセミナーなどのイベントの開催、ネットや電話による担当者との直接のコミュニケーション、など多様な方策がある。」³

例えば、電子メールやインターネットのホームページなどを活用し、ステークホルダーからの意見や要請を集め、こうした意見等を社内で分析、担当部署にフィードバックし、CSRの取組みや公表情報の見直しに活用するなどである。

また、ステークホルダーとの対話は、消費者、投資家といったような個別のステークホルダーごとに行うのではなく、様々なステークホルダーを集める形式も有効である。ステークホルダーといってもそれぞれ立場が異なり、利害の対立するステークホルダーが存在することから広く意見を収集する必要がある。

ステークホルダーとのコミュニケーションにおいては、企業がステークホルダーと情報や考え方を共有、あるいは企業とステークホルダーの間に共通点を見出

³ 「CSRとステークホルダーコミュニケーション」河口真理子『大和総研経営戦略研究 2005冬季号Vol.3』から引用

す場であり、様々なステークホルダーの異なる考え方、物の見方を取り入れる手段としてステークホルダーとの対話の場を意識して設定する企業が増えている。

上述したようにステークホルダーは、各グループごとにそれぞれの意見や要請が異なる。そのため、継続的にステークホルダーとのコミュニケーションを行い、ステークホルダーの意見や要請を把握し、何をやるべきかをはっきりさせることで、CSR活動における合理的な対策が可能となる。

(3) ステークホルダーとのコミュニケーションの課題

多くの企業はCSRテーマごとのステークホルダーは認識していても、個々のステークホルダーごとのコミュニケーション戦略を実行している企業はまだ少数である。

ステークホルダーからの意見や要請は、導入可能なものは業務に取り入れ、導入できないものはなぜできないのかという事情を説明し、その結果を次年度の報告書やホームページ等で開示してステークホルダーにフィードバックする必要がある。

このことにより、情報の透明性を高めることができるとともに、ステークホルダーとの双方向のコミュニケーションが有効に働き、CSRの取組みが更に効果的に行われることにつながるものと考えられる。

こうしたやり取りを継続していけば、企業のCSR対応の改善につながるとともに、ステークホルダーと企業との信頼関係を築くことが可能となる。

4. ステークホルダーエンゲージメント

(1) ステークホルダーエンゲージメントとは

CSRでは、ステークホルダーとのコミュニケーションにより多様なステークホルダーの意見や要請にも配慮しながらCSR活動に取り組むことが重要であるが、その戦略的方法として「ステークホルダーエンゲージメント」がある。

ステークホルダーエンゲージメントとは、リスクマネジメントを含めたステークホルダー重視の考え方であり、ステークホルダーとの信頼関係の効果的な強化を目的とする。

現代の企業は、社会に影響を及ぼす存在であると同時に社会から影響を受ける存在であり、以前にも増して社会との関係を強めている。このことは、企業が社会との関わりを絶えず認識して企業活動、すなわちCSR活動を行っていかねばならないことを意味する。

ステークホルダーエンゲージメントは、この企業と社会との双方向の関係を前提としてステークホルダーマネジメントを強力に推進していくことである。

(2) ステークホルダーエンゲージメントのプロセス

ステークホルダーエンゲージメントの具体的なプロセスの例としては、以下のようなものがある。

- ・ CSR戦略・方針の策定
- ・ ステークホルダーの特定
- ・ ステークホルダーとのコミュニケーション
- ・ コミットメント及び達成目標の設定
- ・ CSR活動及び目標達成に向けた業務の実施及び測定
- ・ ステークホルダーへのフィードバック

このステークホルダーエンゲージメントのプロセスからも分かるとおり、ステークホルダーエンゲージメントのプロセスの全体は、CSRにおける「P（プラン）D（ドゥ）C（チェック）A（アクト）」サイクルの実践であるといえることができる。

CSRマネジメント

1．CSRマネジメントの必要性

CSRは、「CSRの捉え方」で示しているように定義は確立されていないものの、その特徴は企業自らと社会の持続可能な発展を目指し、ステークホルダーとの対話を通じて自主性を基調とした責任ある行動を起こすことと捉えることができる。

CSRの効果的・効率的遂行のためには、合理的な計画と誠実な実行、計画と実行結果との差異把握・原因分析、必要な場合は対策立案・その実行といういわゆる「PDCA」をベースとしたマネジメントが必要不可欠と考えられる。

2．公表されているガイドライン類

最近では、行政機関・民間団体からCSRに関するガイドライン類が数多く公表されている。これらのガイドライン類の中におけるCSRマネジメントに関する記載事項の要点を整理すると以下のとおりである。

(1) ISO

ISOでは、「規格番号ISO26000」にて、2008年を目安に規格化が検討されている。マネジメントシステム規格で先行して発行されたISO9001（1987年発行、1994年・2000年改訂）・ISO14001（1996年発行、2004年改訂）に代表されるような目標管理制度をベースにしたマネジメントシステム規格となるのか、単なるマネジメントシステム規格ではなく、パフォーマンスを要求するか等の検討が開始された段階である。

マネジメントシステム規格であれば、規格化で先行し、さらにCSRの主要なテ

ーマにも関連している品質・環境に関する規格であるISO9001・ISO14001がベースとなるものと推察される。

双方の規格とも「プランとしての方針、目標、実行計画と、実施・モニター、内部監査によるチェック、最後に経営者レビューによる見直し」というようにマネジメントサイクルである「P(プラン) D(ドゥ) C(チェック) A(アクト)」を基本としている。

この動向は、次の(2)で示すCSR関連の海外での自国内規格からも推察される。

(2) 先行している各国の自国用CSR規格

世界各国でも自国用に公表されているCSR規格がある。

この中でマネジメントシステムとして規格化されているフランスとオーストラリアの規格を参考として要約・整理してみる。

双方の基本は「P D C A」をベースとしたマネジメントシステム規格と考えられる。

また、基本はやはり、項目を見るとISO9001・ISO14001を参考にしているものと推察される。「P D C A」のマネジメントサイクルを基本とすることは至極当然のことである。

フランス規格

2003年5月にフランス規格協会においてSD21000という規格番号で発行された規格である。

マネジメント領域としての主要なポイントは次の点と思われる。

- ・ マネジメントシステムの参考規格として、ISO9001・14001等を紹介している。
- ・ CSRをコーポレートガバナンスの一環として位置付けて、ステークホルダーとの対話、ニーズ分析及びリスク分析の考え方、その例示を手引的に示している。
- ・ 推進体制については、トップマネジメントの責任・役割についての積極的姿勢・関与、既存管理システムとの関連性が大切と注意を喚起している。
- ・ マネジメントシステムの基本形は、「P D C A」のマネジメントサイクルであり、特に規格という性格上、「P C A」を詳しく説明している。
 - P (計画) 方針、中期的計画、年度実行計画、
 - D (実行)
 - C (チェック) 年度計画の監視・測定
 - A (見直し) マネジメントレビュー、継続改善
- ・ 業務別マネジメントポイントとして、製品・サービスの設計、購入、情報

とコミュニケーションを示している。

このようにこの規格は、CSRのテーマに重大な影響を与えるステークホルダーのニーズ分析方法等にとどまる規格ではなく、マネジメントシステム構築の手引的事項も含まれており、ガイドライン的にも詳細に記載している点が特徴と考えられる。

オーストラリア規格

2003年にオーストラリア規格協会においてガバナンス規格シリーズであるASシリーズの一環として、AS8003として発行された規格である。

このガバナンス規格は、AS8000ガバナンス原則、AS8001不正及び腐敗の法的規則、AS8002企業の行動規範、AS8004組織の内部告発者保護で構成されている。

フランス規格と比較すると、他のガバナンス規格との関係もあるかと思われるが、構築手続等のガイド的要素はあまり記載されておらず、基本規格としてのシンプルな内容となっている。

マネジメントシステムの基本形は、フランス規格と同様、「P D C A」のマネジメントサイクルにおける継続的改善体制としている。

特徴的な点は、「運用」と「メンテナンス」という規格構成区分を有している点が挙げられる。前者の「運用」について、コンプライアンスを確保する支援としてCSRの運用を想定しているケースが多いと思われる日本の状況とは相違している。また、後者の「メンテナンス」については、「第三者検証」の有益性を示している。

(3) 日本のCSRマネジメント研究状況

日本では、CSRマネジメントを含むCSR全般について、行政及び経済界でそれぞれ活発に研究活動がなされている。

以下にCSRマネジメント関連事項について概説する。

経済産業省

2004年9月10日に公表された「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告書において、CSRマネジメントに関する事項が次のように示されている。

CSRは企業経営そのものという視点から「経営者による明確な行動方針の確立」という点をまず取り上げている。

次いで「CSR推進体制」、マネジメント体制については、CSRは企業活動の多分野に関連性を有している点から、CSRを効率性・効果的に推進する有効な手段の1つとして、「一元管理」を示している。この「一元管理」の導入ポイン

トとして、既存組織との関連性から既存組織をそのままとして統括する機能を設定するタイプと、既存組織にCSRの統括業務を追加するタイプ等が例示されている点が参考となる。また、CSR推進体制として大切な事項は「色々な方法がありうるが、単に組織や体制を作ったということで終わらせず、実質的なものとするのが肝心である。」と強調されている。他方、この「CSR推進体制」について、リスクマネジメントに対応する内部統制を取り入れることを示している点は、評価できる考え方である。特に、この内部統制については、最近の規制化動向ともリンクしており非常に大切な事項であるので、「(4)内部統制の研究との関係」で後述する。

マネジメント範囲については、グループ企業・サプライチェーンも含めることがブランド価値という視点から有効であると示されている。

CSRマネジメントシステムの基本形については、CSRを効果的に進めるためには、「行動計画(Plan)、実行(Do)、検証・評価(Check)、行動計画の改善(Action)のいわゆるPDCAサイクルを業務の中に取り入れること」と示されている。特に「ステークホルダーとの対話」についても「検証・評価と改善のプロセスは、ステークホルダー等の意見をフィードバックし、CSRの取組を見直し、改善するという点で重要である」として、その重要性を示されている。

経済同友会（図表 - 1）

アンケートをベースにCSRの自主的指針として評価軸を公表している。

この中でCSRマネジメント関連事項としては、コーポレートガバナンスに関する事項として示されている。

図表 - 1：経営同友会におけるCSRマネジメント関連事項

区 分	項 目
1．理念とリーダーシップ	経営理念の明確化と浸透 リーダーシップの発揮
2．マネジメント体制	取締役会／監査役（会）の実効性 社長の選任・評価 CSRに関するマネジメント体制の確立
3．コンプライアンス	企業行動規範の策定と周知徹底 コンプライアンス体制の確立
4．ディスクロージャーとコミュニケーション	ディスクロージャーの基本方針やその範囲 ステークホルダーとのコミュニケーション

日本経済団体連合会

2004年5月に「企業行動憲章」を改定し、6月にその実行の手引として、「企業行動憲章実行の手引き（第4版）」を公表した。

マネジメント領域では、プランに重点を置き、何を実行するかは企業経営の問題という姿勢で整理されているものと理解できる。

(4) 内部統制の研究との関係

最近、会社法制の現代化の影響から内部統制システムの構築・開示が企業に義務付けられたこと等を理由に内部統制に関する研究活動も活発になってきている。

この内部統制の研究対象には、従来の財務会計に関する内部統制はもちろん、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等の非財務情報も含まれている。

経済産業省の「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告書では、内部統制とCSRが密接な関連性を有していることが示されている。

経済産業省の研究

2005年2月に「企業行動の開示・評価に関する研究会」が設置されている。同研究会の資料「内部統制を含む統合リスク管理の開示・評価の枠組みに関する検討」では、統合リスク管理とCSRについて、ステークホルダーとの関係及びコンプライアンス関係で密接な関連性を有していると整理されている。

また、参考資料としての「リスク管理・内部統制ガイドラインのポイント」では次の5項目を列挙している。

- ・ リスクに対応した内部統制の構築・運用
- ・ 健全な内部統制環境の構築・運用
- ・ 円滑な情報伝達の構築・運用
- ・ 業務執行部門におけるコントロールとモニタリングの適切な構築・運用
- ・ 業務執行部門から独立したモニタリング（内部監査）の確立

企業会計審議会の審議状況

企業の情報開示についての不適切な事例が相次いだことを受け、企業会計審議会内部統制部会が設置された。2005年2月に第1回内部統制部会が開催され、企業の財務報告に関する経営者による内部管理の評価基準や公認会計士による評価基準の策定に着手し、2008年3月期を開始年度とするスケジュールで検討されている。

平成17年7月13日付けで「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」が公表されている。

この中でCSRマネジメント面からみた場合には、次の事項が参考又は密接な

関連性を有しているものと思われる。

「内部統制の基本的枠組み」における「2.内部統制の基本的要素」の「(1)統制環境」として例示されている「誠実性及び倫理観、経営者の意向及び姿勢、経営方針及び経営戦略、取締役会並びに監査役又は監査委員会の有する機能、組織構造及び慣行、権限及び職責、人的資源」はCSRにおけるコーポレートガバナンス面から密接な関連性を有している。また「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」では、「1.財務報告に係る内部統制の評価の意義」にて、「財務報告」とは、「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告をいう」と定義されている。特に後者の「財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告」の内容は現時点では不明であるものの、CSRの定性事項・定量事項も含まれることになるのではないかと推定できる。この「財務報告に関する内部統制」の評価が「3.財務報告に係る内部統制の評価の方法 (1)経営者による内部統制評価」にて経営者の責務とされている点、さらには「財務報告に係る内部統制の監査」にて経営者の報告に対する「監査人による監査」も要求されている点が参考となる。

このように開示・監査の義務化が予定されている内部統制の範囲には、CSR事項が密接に関連性を有しているものと推定でき、重複作業等を避けて効率的な対応を図ることがポイントとなると思われる。

(5) GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン

このガイドライン自体は情報開示を主目的としたガイドラインであるが、情報開示すべき事項に「CSRマネジメント」に関する事項が含まれていると考えられる。

特に統治機構とマネジメントに関して、取締役会とその下部組織体としての主要委員会、社外取締役の存在と比率、環境・社会面に知見を有する取締役の選任プロセス、経済・社会・環境に係る各パフォーマンスに関する方針、役員報酬、主要ステークホルダーの定義と選出根拠等マネジメント項目と判断される開示項目が示されており、参考となる。

3. CSRマネジメントのポイント

これまでに示した事項からCSRマネジメントのポイントを、「マネジメント対象の確立、計画体系化と組織体制の整備・運用」と整理する。

この場合、規制化が予想される内部統制との関連性にも配慮して、経営資源の効率的・効果的配分を図ることが大切である。

また、前述した経済産業省の「企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会」中間

報告書に示されているように、既存組織との関連性に配慮することがCSRマネジメントのポイントと考えられる。

さらに、開示と監査の義務化が予定されている内部統制でのCSRに関する効率的対処も忘れてはならない。

CSRの導入自体が規制でない限り、自社のCSR導入目的との関係からあくまでガイドラインを参考にするという姿勢も大切である。

(1) マネジメント対象の確立

CSRは、自社におけるCSRの意義・導入メリットを踏まえて、マネジメント対象とする「ステークホルダー層、CSRテーマ、組織範囲」等を確立することが大切である。

このうち、CSRテーマを決定する場合には、ステークホルダーニーズとリスク、双方の程度及び有限な経営資源の配分という視点から、既存の経営事項で対応済みの事項と新規に対応を要する事項とに区分することが効率的である。後者の新規対応事項については、経営資源配分の検討を要する当年度対応事項と中長期的に対応する事項とに区分することができる。また、組織範囲については、経済産業省の「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告書にも示されているように自社単独ではなく、グループ企業、サプライチェーンまで拡大することが望ましいと思われる。実務的には、「自社 グループ企業 サプライチェーン」等段階的な展開が良いと考えられる。いずれにせよ、自社のマネジメント対象とするステークホルダーのニーズと規制等の影響におけるビジネスリスクから自社で決定していく事項である。

このようなマネジメント対象の確立から実際の運用を効率的・効果的に展開していくためには、「計画体系化と組織体制の整備・運用」がポイントとなる。

(2) 計画体系化

CSRマネジメント面からは、通常の経営計画体系と同様、理念・ビジョン・方針・規範・規程・マニュアル等に関するCSRについての体系化がCSR推進上、効果的・効率的と考えられる。

この計画体系化では、実務的には既存事項との関連性で「既存の経営計画体系との整合性」と「既存のCSR計画体系化事項の相互整合性」がポイントとなるケースが多い。前者の「既存の経営計画体系との整合性」については、既存の経営理念・方針・規範・中期経営計画等との整合性に配慮することが有効と思われる。既存の経営計画化された事項と別個に存在し、不整合がある場合には、経営の一環としてのCSRとは判断し難く、社員への浸透上も疑問となるからである。また、後者の「既存のCSR計画体系化事項の相互整合性」については、コンプライアンス・環境等既存で体系化された事項間での整合性を取ることを意味している。こ

これは、例えば、体系化のベースがコンプライアンスは「基本規程」からスタートしているのに対し、環境は「環境憲章」からスタートしているような場合である。社員への浸透度・情報開示としての分かりやすさ等から、この整合性への配慮も実務的にポイントになると思われる。

(3) 組織体制の整備・運用 (図表 - 2)

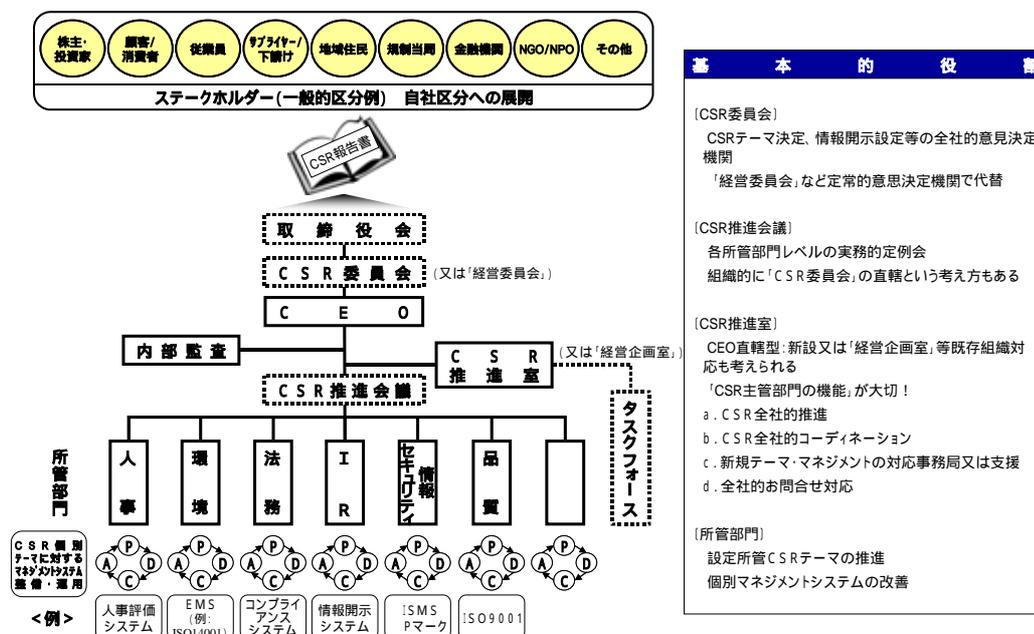
CSR組織体制の必要機能としては「意思決定、審議、事務局、教育等全社的推進、社内外問合せ先、新規テーマの情報収集と整理、新規テーマ対応」等が必要と考えられる。

これら機能の担当組織の決定で最も大切なのは、既存組織との関連性をどのように整理するのか、ということである。

既存組織体の機能追加でカバーするか、新規に組織を新設するかは、コスト、メンバーの専従性等を総合的に勘案して、自社の実態上、CSRの導入目的に対応させて選択することが効果的・効率的と考える。

また、この中でもキーとなるCSR主管機能を有する組織にどこまでの役割と権限を与え、関連する既存組織体との調整をスムーズに行うことができるかが、CSRの導入目的を達成できるかの成否の別れ目といっても過言ではない。

図表 - 2 : CSRマネジメント体制図 (例)



(4) 内部統制との関連性

CSRに関する内部統制

CSRのマネジメント体制を内部統制という側面から考えると、対象とするCSR関連事項から全般内部統制と個別内部統制とに整理することができる。前者の全般内部統制は、CSR方針・対象とするステークホルダー・経営資源配分・到達目標等の全般的事項に関する内部統制であり、後者の個別内部統制は、実施することが決定されたコーポレートガバナンス・情報セキュリティ等のリスク・コンプライアンス・環境・品質・社会貢献・人事・安全等個別テーマに関する内部統制である。

全般内部統制は、CSRをマネジメントするためには不可欠であり、個別内部統制は会社によって、採用するテーマいかんにより、設定しないか、又は既存内部統制の活用・改善等で対応することが考えられる。

規制対象となる内部統制との関連性

規制対象となる内部統制は、現在確定していない。規制対象となる内部統制は、財務報告に関するものであることから、企業会計審議会議事録の閲覧、米国で先行している基準であるCOSOを参考とすると、現段階ではCSRで重要テーマといわれている環境・品質等は全面的には取り込まれない項目に位置付けられるものと推察される。

これは、「環境・品質」等のテーマは直接的に財務報告に関する事項と連動性が乏しく、基準が不明確であり、影響の測定が困難である等を理由としていると思われる。一方、環境汚染が明確となり、偶発債務又は後発事象等の対象となれば規制対象となる内部統制関連事項になると考えることも可能と思われる。

いずれの場合も今後の検討次第であるものの、ここでは、CSRにおいて中心テーマの1つとされている「環境」を例に取り上げて内部統制の関わりを整理することにした。

ア．規制対象外と明確に分離することの可否

「環境」というテーマは、リサイクル法・土壌汚染関連での規制等で明らかのように、規制緩和の時代に規制が強化される傾向にあり、地球温暖化等に関する事項等将来の企業経営基盤に影響すると思われる問題も包含している。特に土地について、汚染問題に関する減損会計領域（土地の貸借対照表価格、担保評価額等）及びPCB保有に関する将来の処分費用引当等で財務に影響することが明確な事項もある。これらの環境問題をマネジメントする内部統制としては、ISO14001等の環境マネジメントシステムが考えられる。

イ．規制対象外との明確な区分可能性

また、規制対象外と明確に区分することが適切と判断された場合でも、その区分が適切に行えるかどうかも課題となるものと考えられる。

例えば、土壤汚染については、通常は土地を売却する段階で浄化する責任が確定するため、その段階で報告対象にするという考え方はあるかと思われる。しかしながら、資産保全という内部統制の基本的な目的からすれば、土壤汚染が生じていれば担保価値は激減し、売却時の価格も激減することが予想される。この資産保全という面から、売却が確定的となった時点での開示では不十分との考え方は可能と思われる。

つまり、土地購入に関しても、事前の汚染調査という手続実施・承認等に係る内部統制及び保有している土地の汚染状況に関する内部統制は、資産保全という内部統制から必要不可欠との考え方も可能ではないかと思われる。このような視点からすると売却時等に限定する考え方には疑問がある。

反面、環境は企業に全社横断的に関連しているので、他の内部統制でカバーできているという理解で規制対象外とする位置付けも理解できる。この点については、規制対象時期との関係もあるが現状では明確な論議が不足している感がある。

ウ．方向性

現状では、基準・責任等の限定から規制対象とする内部統制を限定的にすることは理解できるが、上記で例示した資産保全という内部統制の基本的目的に関連している事項については、規制化の趣旨に照らして合理的な対応がなされることを期待したい。また、将来的には、規制対象外と予想される環境・品質等も企業経営への影響は非常に高い領域との理解の下、論議が活発になされることを期待したい。

CSRの情報開示

1．CSRと情報開示

CSRの議論の根底には、グローバル化の進展に伴う様々な問題（貧富の差の拡大、地球環境問題の深刻化、発展途上国における人権や労働環境など）を背景に、企業が自らの及ぼす影響を見直し、より持続可能な社会を形成することに積極的に関わるべきではないのかといった問題意識が存在する。

企業を取り巻く社会の意識も変わってきている。NGO/NPOなどの市民活動が活発化しているが、インターネットの発達で市民にとって大きな力を持つ道具となり、

国際的な市民のネットワークが形成されている。インターネットの利用によって、企業活動に重大な問題があればその情報を瞬時に社会へ告発し、企業に対して意見や要求を伝えることも可能となっている。以上のような状況は、企業にとっては、世界中にステークホルダーが拡大し複雑化したこと、多様な価値観に対応しなければならなくなったということの意味する。企業活動の及ぼす影響が、いつ、どこで、どのように生じて、信頼できる形であらゆるステークホルダーに説明できる、ということが重要になっている。

従来は、企業の情報開示は、主として株主や投資家に対して業績や配当可能利益などの経済的側面を説明することを主な目的として発達し、CSRに関する情報の開示は十分には行われてこなかった。それは、CSRに関する情報の多くが、財務情報以外の情報であるため、利益中心、株主重視の考え方の中では開示する必要性が低かったためである。

しかし、近年、CSRに対する関心が高まり、不祥事に伴う信頼感の喪失、企業イメージ、ブランド価値といった財務以外の要因によって、業績も影響され得ることが広く認識されつつある。財務情報だけではなく、環境や社会面を含む非財務的な情報についても開示を行うことによって、初めて企業の全体像をより正しく評価することが可能になると考えられる。CSRの視点から企業の情報開示を見直すことが必要となっている。

(1) CSRの情報開示の意義

企業がCSRに取り組む意義としては、大きく2つを挙げることができる。1つは、誠実な経営がリスクマネジメントにつながるという経営上の意義である。もう1つは、ステークホルダーを意識した経営が競争力を高め、外部からの評価や企業価値の向上が期待できるという点である。

CSRへの取り組みを、実質的にこのような意義あるものとする上で、情報開示は重要な意味を持つ。CSRは、経営層から現場の末端まで共通した価値観の下に、組織全体で日常の事業活動の中で常に考え取り組んでいくことが重要である。自社の企業姿勢を明確にし、現状を認識し、ビジョンを示すような情報を社内に開示することで、CSRに取り組む全社的な風土の醸成が促進される。

また、企業活動に十分な透明性を持たせることによって、企業外部のステークホルダーからの信頼感も高まる。積極的に情報開示やステークホルダーとの対話を行い、その結果を事業活動に反映させることが、リスクマネジメントや新しいビジネスシードの育成につながる。さらに、ステークホルダーへのフィードバックを行い、ステークホルダーとの良好な信頼関係を築くことができれば、企業評価も高まり、持続可能な社会の形成にも貢献することが期待される。

(2) 情報開示とステークホルダーエンゲージメントの考え方

CSRの情報開示は、ステークホルダーエンゲージメントのサイクルの中で位置付けられる。

ここでは、企業の取組みに見られる傾向から、後述するCSR報告書による情報開示とステークホルダーとの関わりについて整理する。

CSR報告書に基づく対話をベースにしたサイクル（図表 - 1）

環境報告書の発展形として、社会・経済面の情報も含めたCSR報告書を発行する企業が増え始めている。これらの報告書の作成については企業の任意であり、ガイドラインはあるものの、その内容・構成・表現方法などは、企業の自主性に任されている。そのため、国内の報告書の発行企業の中には、報告書の読者の反応を見ながら、活動内容の見直しと報告書の改善を図ろうとする企業が増えている。

読者の意見を集める手段としては、報告書にアンケートを添付することが一般的に行われているが、回収率は一般に低い。直接意見交換をする機会として、報告書を読む会やステークホルダーミーティングを開催する企業も増えている。しかし、こうした対話の内容は、主として報告書の改善に用いられており、事業活動や経営そのものにどのように反映されているのかが明らかにされているものは多くはない。国内でも環境に関して地域社会と対話する機会など、特定のテーマに関して関心のある層と交流する機会を設けている企業もあるが、その内容や、事業活動への反映状況などが公開されている企業は少ない。

図表 - 1



ビジネス上の課題をベースにしたサイクル（図表 - 2）

CSRの取組みやCSR報告書の評価の高い海外企業の報告書を見ると、ビジネス上の課題をステークホルダーとの関わりの中で特定し、ステークホルダーとの

対話を課題解決のプロセスの中心に据えている企業が多く見られる。こうした企業の報告書では特定した課題・解決のプロセス・結果（進捗）を、ステークホルダーとの関わりを明確にしながら報告している。

図表 - 2



2 . CSR報告の動向

前述したとおり、CSRに取り組む上で情報開示は重要な意味を持つが、CSR報告書はCSRの情報開示の最も総合的なツールとして位置付けられる。

CSR報告書の明確な定義はないが、企業が、財務情報に限らず、環境への取組みや社会面も含めて、幅広く自社の社会的責任に関連する情報を開示する報告書といえる。CSR報告書の作成企業が増えてきた背景には、1つには、環境報告書の発行企業が増加し、その発展形としてCSR報告書の作成を目指す企業が増えていること、また、CSRへの関心が高まり、SRIなどCSRの視点で企業を評価しようとする動きが活発化していることなどが挙げられる。国内企業が公表している報告書名は、環境のみを中心とした環境報告書から、内容的に経済・社会面の情報を加えた環境・社会報告書、サステナビリティ報告書、CSR報告書などさまざまな名称に変化してきている。名称は異なっても、その内容はほぼ同様のコンセプトを有している。

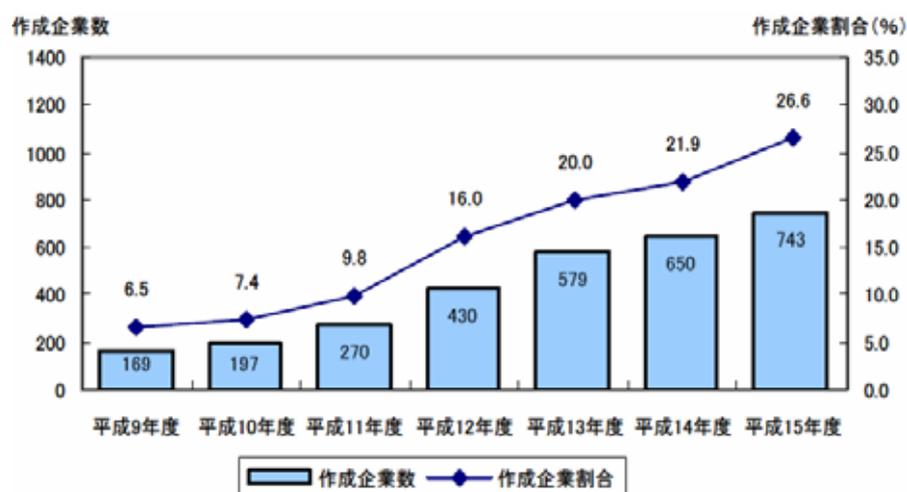
(1) 企業の報告書発行状況等の動向

報告書発行数の推移（図表 - 3）

環境報告書の発行企業数は増加傾向にある。環境省が行った「平成15年度環

境にやさしい企業行動調査 結果」(平成16年8月)によると、環境報告書を作成・公表している企業等は26.6%、743社あり、前年度の調査に比べて4.7ポイント、93社増加している。「来年は作成・公表予定」と回答した企業等が8.5%、238社あることから、来年度も増加が予想されている。

図表 - 3 : 環境報告書作成企業数の推移

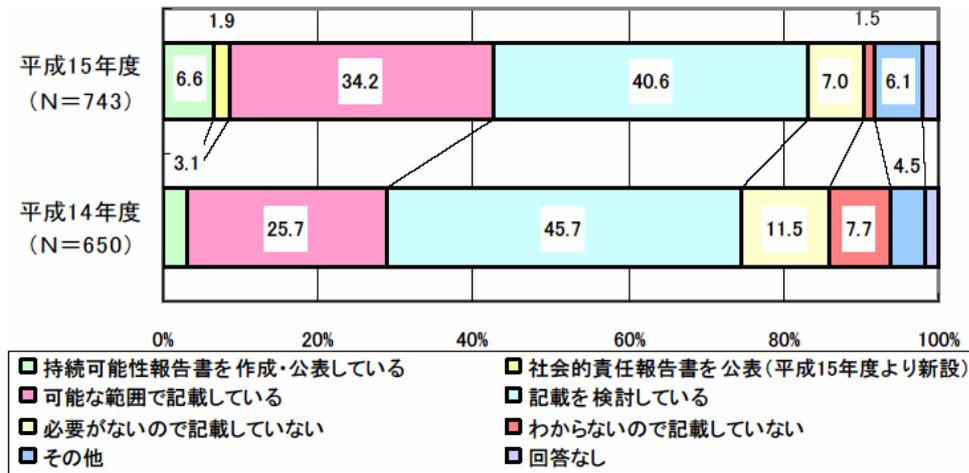


(出典：環境省「平成15年度環境にやさしい企業行動調査 結果」)

環境報告書からCSR報告書へ(図表 - 4)

また、上記の調査では、環境報告書を作成していると回答した743社のうち、既に持続可能性報告書を作成・公表している企業等は6.6%(前年度比3.5ポイント増)社会的責任報告書を作成・公表している企業等は1.9%となっている。社会・経済的側面を可能な範囲で記載している企業は34.2%となっており、これらを合わせると、全体の42.7%が、社会・経済的側面を記載している。

図表 - 4：環境報告書への社会・経済的側面の記載状況



(出典：環境省「平成15年度環境にやさしい企業行動調査 結果」)

(2) 企業情報開示におけるCSR報告

各種報告書の相互関係

CSR報告書は、財務報告書など企業の情報開示の全体像の中でどう位置付けられるのであろうか。ここでは、議論を簡潔にするために、企業情報開示の内容をトリプルボトムライン(経済・環境・社会の3つの側面)の要素に単純化して考えてみたい。

経済面の情報開示については、制度化された財務報告の枠組みがあり、一定の企業は株主・投資家に対して財務報告書を開示しなければならない。しかし、CSRへの関心の高まりとともに、企業の適切な評価を行う上で、従来の財務情報だけでは不十分であり、環境・社会面も含めた非財務情報の開示も必要だとする認識が広まってきている(図表 - 5のAの矢印で示す方向性)。こうした傾向は、有価証券報告書におけるリスク情報の開示要請、経済産業省による知財報告書の検討作業などにも見ることができる。また、ヨーロッパ(英・仏・蘭等)では非財務情報の開示を求める制度も存在する。

環境面については、既述したとおり国内でも公開会社を中心に自主的に環境報告書を発行する企業が増えており、環境報告書の発展形態として、経済・社会面も含めた報告書に移行する流れがある(図表 - 5のBの矢印で示す方向性)。

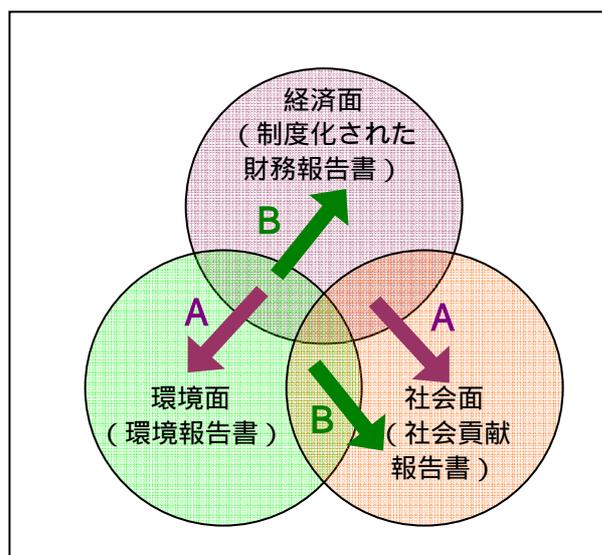
社会面のレポートについては、社会貢献レポート等を作成・公表している企業もあるが、国内では制度的又は自主的な取り組みとして広く普及しているわけではなく、こうした報告書からの発展形は見られない。

実際の企業活動の中には、経済・環境・社会面に明確に線引きができない事

柄も多く、重なり合う部分について、どの情報開示媒体にどのような内容を記載するのが、一般的に明確に切り分けられているわけではない。アニュアル・レポートの中で、環境・社会面を含むCSRの取組みについて記述している例も多く見られるし、環境報告書の中で経済・社会面に触れているケースも見られる。

上記の2つの方向性・流れは、これらのトリプルボトムラインの情報開示が融合していく過程と見ることもできる。

図表 - 5



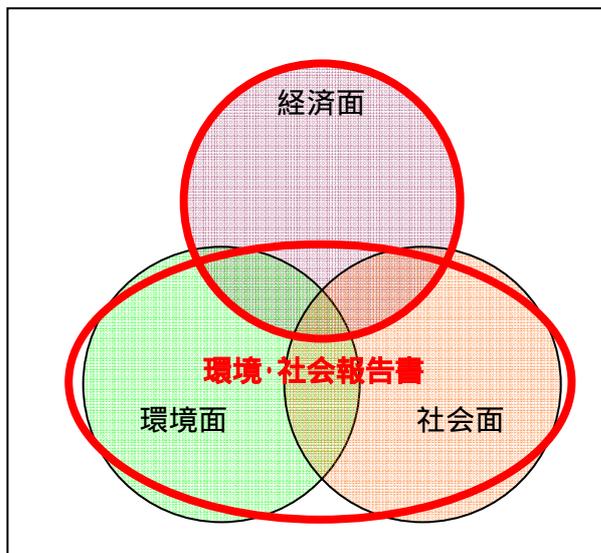
企業事例に見る各種報告書の発行形態

各種報告書の位置付けについては、各社がそれぞれの考え方で発行しているのが現状であるが、特徴的なパターンを以下に示す。

ア．財務情報開示と非財務情報開示の2報告書を発行（図表 - 6）

主に財務情報を扱う有価証券報告書などの財務報告書と、主に非財務情報を扱うCSR報告書（「環境・社会報告書」等名称は様々）を発行している。環境報告書からCSR報告書へ移行している企業の多くはこのパターンである。

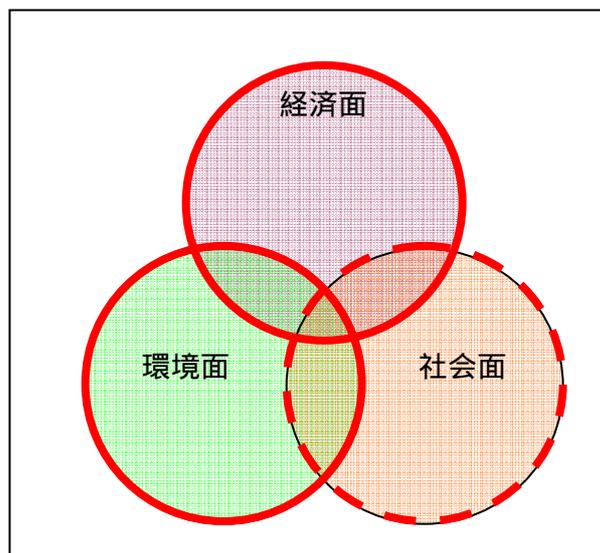
図表 - 6



イ.トリプルボトムラインの各側面に関する、報告書を発行（図表 - 7）

経済・環境・社会の各側面について、それぞれレポートを発行しているパターンである。このうち、社会についての報告書を作成せず、財務報告書と環境報告書の2報告書を発行しているパターンは多いが、便宜的にこの分類に入れておく。

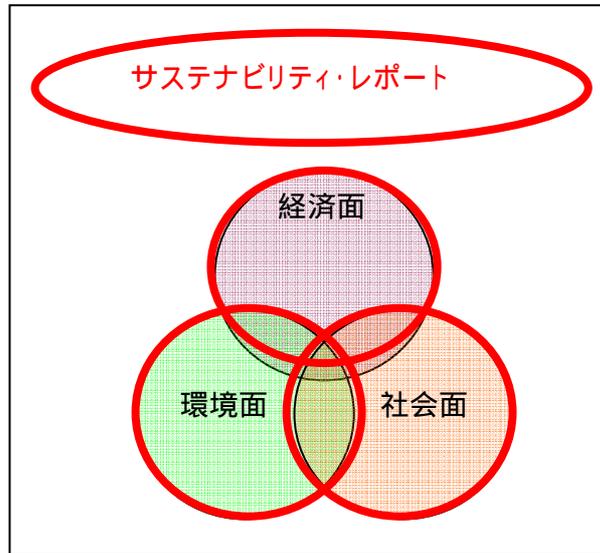
図表 - 7



ウ.トリプルボトムラインを統括する報告書を発行（図表 - 8）

各側面について、それぞれ詳細に報告するレポートを発行し、上位概念として、サステナビリティ・レポートを位置付けているパターンである。

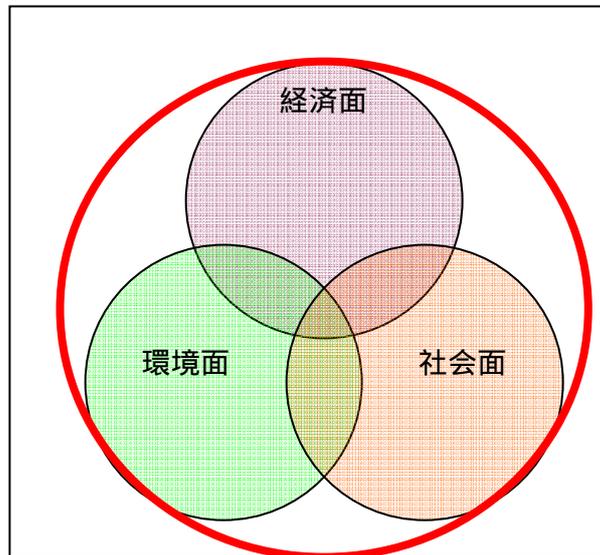
図表 - 8



エ．すべての側面を1つにまとめた報告書を発行（図表 - 9）

アニュアル・レポートや環境報告書、CSRレポートを加えて一本化したパターンである。

図表 - 9



3．CSR報告書の内容

CSR報告書は、CSRへの取組みとその結果をステークホルダーに説明する報告書であり、法律で作成が義務付けられているものではなく、開示する内容や様式にも決められたものはない。CSR報告書は、その性質からして、作成側と利用側の双方向

コミュニケーションによりステークホルダーの関心を把握し、組織とステークホルダーにとって重要な事項を報告するべく作り上げていくものである。したがって、CSR報告書の内容は、時代の流れとともに変化し、また報告組織によって違うものとなる。

現在、発行されているCSR報告書では、次の3つのタイプが多く見られる。

(1) トリプルボトムラインタイプ

経済・環境・社会面（トリプルボトムライン）におけるCSRの取組みと結果をバランスよく示すため、経済・環境・社会の分野別に記載したのが、このタイプである。

国内・海外ともに多く見られるが、特に日本では、製造業を中心として環境報告書が普及してきた経緯から、これまでの環境報告に経済報告と社会報告を追加し、CSR報告を志向する例が多い。

例えば、ある製造業の報告書では、まず、経済、環境、社会の3つの側面からCSRを果たす持続可能性経営を自社の最重要課題として掲げ、トリプルボトムラインに的確に対応すべくマネジメントを実践していることを示している。そして、これを受ける形で、経済報告、環境報告、社会報告の大項目を設け、それぞれの取組みの方針と体制、結果を報告している。

(2) ステークホルダータイプ

昨今、ISOを中心としてCSRの議論が進み、ステークホルダーを中核としたCSRマネジメントに注目が集まっている。これを受け、CSR報告書もステークホルダーに向けた報告書という色合いが強まり、トリプルボトムラインに忠実な報告書からステークホルダーへの責任別に記述した報告書が見られるようになってきている。

海外では、特定のステークホルダーをターゲットにした報告書も見られるが、日本では、すべてのステークホルダーに向けて作成される傾向にある。

例えば、ある損害保険業の報告書では、まず、自社のCSR経営の確立において、ステークホルダーとのコミュニケーションの強化が最も重要であるとし、これを受けてステークホルダーへの責任を定義し、各ステークホルダーへの責任を報告していく形で記載している。

(3) ガバナンスに重点を置いたタイプ

近年の世界的な不祥事の続発から、コンプライアンスやガバナンスの取組みに注目が集まっていることを受け、欧米では、特にガバナンスの報告に重点を置く傾向が見られる。一方、日本はどこかに重点を置くのではなく、均等にページを

配分する傾向にある。

例えば、ある製薬業の報告書では、全職員及び経営者が従うべき行動基準とトリプルボトムラインへのコミットメントを明白に打ち出し、事業上の目的と同様に持続可能な発展の観点で全決定過程に取り込むことを最終目標とするガバナンスのフレームワークを示し、基本経営方針と実行手法を記載するとともに、持続可能な発展が事業に組み込まれてきた過去と未来を時系列で表す図を記載している。

4. 規制等の動向

各国の政府は、企業のCSR情報の開示について、年次財務報告を中心に法的に義務付ける方向に動いている。日本でもCSR情報であるという認知はされていないが同様である。

CSRは、本来、企業自らが積極的に実施する活動であるため、CSR報告書の開示を義務付ける傾向にはないが、法定の年次財務報告については、投資家への重要な情報として、CSR情報の開示を義務付ける傾向にある。

このような状況が進めば、やがて両者は一元化するのではないか、という疑問が生じるが、本質的に対象とするステークホルダーの範囲が異なるため、年次財務報告をもってCSRの説明責任を果たすことはできない。

すなわち、年次財務報告では、株主・投資家を対象とし、財務分析の視点から必要とされるCSR情報を開示することが求められており、広範なCSR情報を開示する必要はない。一方、CSR報告書は、多様なステークホルダーにとって重要なCSRへの取り組みとその結果を報告することが求められ、株主・投資家に限定している年次財務報告よりも広範なCSR情報の開示が求められる。

本節では、日欧米におけるCSR情報の開示規制を、年次財務報告における開示規制とCSR報告書による開示規制とに分けて説明する。

(1) 年次財務報告におけるCSR情報の開示規制

近年、環境・社会・倫理面の非財務パフォーマンスが企業価値に与える影響が重要視され、年次財務報告において、財務分析上必要な非財務情報の報告が求められている。

EU 会計法現代化指令

2003年、EU理事会によって会計法現代化指令（2003/51/EC）が採択された。

この指令では、大・中規模会社に対して、年次財務報告書において「連結全体に含まれる企業の規模と事業内容に合った事業の経過と業績及び現況についてバランスの取れた包括的分析」をすること、また、必要な範囲で、財務的及び非財務的主要業績指標を開示することを要請し、非財務的主要業績指標には環境・従業員に関する情報を含めるものとしている。

加盟各国は、この指令に基づく法制度を2005年1月1日までに制定することが求められているが、2005年4月現在、EU25か国中、イギリス、ドイツが履行済みである。

アメリカ

アメリカでは、証券取引法及び米国証券取引委員会（SEC）による開示規則に基づき、上場企業の年次財務報告書において、事業の概要において、環境に関する法令遵守や訴訟の影響といった環境情報の開示が求められている。

また、年次財務報告書には、1982年より「経営者による財政状態及び経営成績の分析（MD&A: Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and results of Operations）」の開示が定められている。ここでは、経営に活用している主要業績指標を特定し考察することが求められており、この指標には非財務的指標を含むとされている。

しかし、企業改革法（SOX法: Sarbanes-Oxley Act）が2002年に成立し、最高経営責任者及び最高財務責任者は、年次財務報告が真実、完全かつ適切であることについて、認証を求められるようになった。認証には、「年次財務報告に重要な事実に関する虚偽の陳述がなく、またミスリードすることがないよう、いかなる重要事実も省略していないこと」が含まれ、また、MD&A等を含むSECが定めた開示規則を確実に遵守するための「開示に関する統制及び手続の有効性を評価したこと」が含まれている。

したがって、今後、米国の年次財務報告において、財務を分析するための環境・社会・倫理面の非財務情報の開示が発展することが予想される。

日本

日本では、証券取引法に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）において年次財務報告書すなわち有価証券報告書の開示内容が定められている。2003年3月に内閣府令が改正され、2004年3月期の有価証券報告書等から、新たに定性的情報として「事業等のリスク」、「財政状態及び経営成績の分析（MD&A）」及び「コーポレート・ガバナンスの状況」の開示が義務付けられた。

ア．事業等のリスク

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」を開示しなければならない。

内閣府令では、記載すべき事項を詳細に定めてはいないが、例として挙げられている事項に、特有の法的規制・取引慣行・経営方針や重要な訴訟事件等の発生といった、CSRに関連するリスクが含まれている。

イ．財政状態及び経営成績の分析

事業の状況、経理の状況等に関して「投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容（MD&A）」を開示しなければならない。内閣府令では、記載すべき事項を詳細に定めていないが、例として、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析を挙げており、経営者は、財務的指標のみならず非財務的指標も含めて分析することが必要となる。

ウ．コーポレート・ガバナンスの状況

「提出会社の企業統治に関する事項」を開示しなければならない。内閣府令では、記載すべき事項を詳細に定めていないが、例として、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容）を挙げており、CSR情報の開示を要求している。

(2) CSR報告書によるCSR情報の開示規制

現在、各国で進んでいるのは、環境報告書としての規制であり、環境報告に加えて社会報告を要求している国もあるが、CSR報告書の開示要求までには至っていない。

EU

スウェーデン、デンマーク、オランダといった欧州各国では、CSR報告書の開示に関する法規制はないが、年次財務報告とは独立した環境報告書を作成・開示するよう求める規制が設けられている。また、国内法とは異なるが、EUの環境管理制度（EMAS:ECO-Manegement Audit Scheme）では、環境報告書の作成・公表が認証条件とされていることから、ドイツのように国内法に基づいてEMAS認証取得が積極的に進められている国では、環境報告書の作成が義務に近い形で存在しているともいえる。

イギリスには、報告書の開示に関する法規制はないが、政府・NPO・企業が国レベルでCSRに取り組んでおり、CSR報告書の作成も積極的に行われている。

アメリカ

アメリカには、報告書の開示に関する法規制はないが、企業の任意で作成されている。

日本

日本には、CSR報告書の開示に関する法規制はないが、平成17年度より環境報告書の作成が特定の大学法人・独立行政法人等に義務付けられている。民間

企業については、任意でCSR報告書を作成する企業が増加している。⁴

5 . CSR報告のガイドライン

現在、各国において、環境報告書の作成方法や記載項目を解説したガイドラインが発行されているが、CSR報告書のガイドラインはほとんど発行されていない。

日本においても、CSR報告書のガイドラインはなく、環境報告に関するガイドラインの中で、社会報告について触れている程度である。

CSRの議論が活発化している現況においては、CSR報告書も日々進化するべきであり、細かい記載内容まで定めるガイドラインは必要ないという見解もある。

しかし、このような中、次の2つのガイドラインがグローバル・スタンダードとなりつつあり、今後も採用組織は増加すると見込まれる。

GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン

GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドラインは、CSR報告書の具体的な記載項目を示したガイドラインとしては、グローバルで利用されている唯一のガイドラインである。トリプルボトムラインをベースとして、ガバナンスとステークホルダーエンゲージメントの取組みを報告要素とし、組織の持続可能性を報告するための記載項目を示している点で、CSR報告書のガイドラインとして広く利用されている。

現在、様々なステークホルダーから編成されたワーキンググループにより報告原則、報告指標ともに大幅に見直しており、現在のCSR情勢を反映させた使いやすいガイドラインを目指し、2006年に改訂版の発行が予定されている。

- ・ 国際的NGO『Global Reporting Initiative (GRI)』、2000年6月公表(2002年8月改訂、2006年後半改訂予定)。
- ・ GRIのHP (<http://www.globalreporting.org>) から英語版・日本語版で入手可能。
- ・ 経済・環境・社会的パフォーマンスの3要素から構成される持続可能性報告の枠組みを提供する。
- ・ 2004年11月時点で、約600組織が利用しており、日本の占める割合は、2割を超えている。

AA1000シリーズ

AA1000シリーズは、組織が、ステークホルダーエンゲージメントを通して、組織的に説明責任を果たすプロセスを確立するためのガイドラインである。

⁴平成17年6月に経産省から「知的資産経営の開示ガイドライン(案)」及び産業構造審議会新成長政策部会から「経営・知的資産小委員会中間報告書(案)」が公表されている。これらは広範な知的資産を開示対象とするものであり、CSR報告書とも関係が深く、注目に値する。

ステークホルダーエンゲージメントを中核とした、CSR報告のための原則及びプロセスの基準という点で、グローバルに利用されている唯一の基準である。

- ・ 国際的NGO『The Institute of Social and Ethical Accountability (AccountAbility)』、1999年『AA1000フレームワーク』公表。
現在、2003年に公表した専門モジュール『AA1000保証基準』を始めとし、AA1000シリーズ化に向けて改訂中。
- ・ AccountAbilityのHP (<http://www.accountability.org.uk/>) から英語版で入手可能。
- ・ 社会・倫理に関するアカウンティング(分析)、保証、報告の品質を改善することにより、組織の持続可能な発展をサポートすることを目的とした説明責任に関する原則及びプロセスの基準、専門モジュール、ガイダンスを提供する。
- ・ 2003年度は110組織が利用。2003年に公表されたAA1000保証基準が注目を集め、2004年度以降、CSR報告書の保証基準として採用する組織が増加している。日本においても関心が高く、今後、適用する組織が増加すると思われる。

CSR情報の保証業務

1. CSR情報の信頼性と保証業務

社会が要求するCSR関連情報に対する信頼性や比較可能性の程度は、当該情報に対する社会のニーズに依存すると考えられるが、企業不祥事の頻発や社会全体の情報化に伴ってそのニーズは確実に高まっている。

それに対して、近年、国内外においてCSRに関するフレームワークや規格等の策定が進められ、また多くの考え方が提唱されているが、まだ社会的に確立、認知されたものは存在しない。とはいえ、一部の企業は、これらを参考としながら組織の社会的責任に関する活動を模索しながらも着実に進めており、他企業との差別化を図り自らの競争力の向上を目的としてCSRへの取組状況や実績を発信し始めている。

社会的な視点からすれば当然のことであるが、こうしたCSR情報は一定の信頼性を確保する必要があり、企業は、信頼に足る情報によって正しく評価されなければならない。

開示されるCSR情報の信頼性を高め、比較可能性に資するためには、企業自身がCSRに関する一定レベルのマネジメントを行い、CSR関連情報を一定のルールに従って認識、測定することが最低限必要となる。さらに、こうしたマネジメント、情報プロセス及び情報それ自体が信頼できることを社会に認知させるためには、財務報告における会計監査のような独立第三者の保証業務が有効と考えられる。

すなわち、企業が開示するCSR情報は、事実の客観的表示のみならず、主観的判断や慣習的方法によって作成されたものを含むため、開示企業やCSR情報の想定利用者が当該情報に関して共通的な理解を可能とするためには、関係者が共通的に認めたCSR情報の作成基準が確立されている必要がある。企業はこれに準拠することによって、様々な利害関係者の意思を反映したCSR情報を作成することが容易となる。しかし、CSR情報の作成者と想定利用者の利害は一致しているとは限らない。また、CSR情報及びその背景にある企業活動は複雑であり、これを理解するためには専門性が必要となる。さらに、CSR情報が不特定多数の利害関係者に対して公表される場合、想定利用者が、企業の作成したCSR情報について個別に検証することは不可能である。

こうした理由により、開示されるCSR情報が不特定多数の想定利用者から一定の信頼を得るためには、開示企業から独立した外部の第三者によるCSR情報の保証業務が必要となる。

2 . CSRに関する保証業務の内容

(1) ISAE3000

現時点において、非財務情報一般の保証業務に関する適用や権威性を規定した国際的な基準として存在しているのが、国際会計士連盟「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(以下「ISAE3000」という。)である。ISAE3000では、保証業務を実施する上で必要な事項として以下を挙げている。

- ・ 業務実施者の独立性、専門的能力及び倫理要件
- ・ 主題の適切性及び入手可能性
- ・ 規準の適合性と入手可能性
- ・ 証拠の入手可能性
- ・ 合理的保証又は限定的保証のいずれかに適切な形式での書面による結論
- ・ 業務に制限がないこと
- ・ 契約当事者による業務実施者名の不適切な使用がないこと

ISAE3000は、CSR情報の保証業務を行うに当たって利用できる、現時点では最も網羅的かつ体系的なものと考えられ、会計士がその実施に当たって拠って立つことのできる有力な国際的な指針である。

(2) 国内の保証業務に関する指針等

一方、国内においては、企業会計審議会が保証業務に関する一般的な原則と権威性を規定するために「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」(平成16年11月29日)を公表している。またこれを受けて、具体的な事項を扱う実務指針として、日本公認会計士協会は、監査・保証実務委員会報告(公開

草案)「財務諸表監査以外の保証業務等に関する実務指針」(平成17年7月8日以下「保証業務等実務指針(案)」という。)を公表した。この実務指針により、CSR情報を始めとする非財務情報の保証業務の進展に資するものと期待できる。なお、これらは基本的な考え方においてISAE3000との整合性が取られている。

(3) 業務実施者の要件

CSR情報の保証業務を実施する者に求められる重要な要件として、一般的な倫理観や独立性のほかにCSRに関する専門性が挙げられる。しかし、CSRは、経営全般にわたるものであり、経営のすべての側面について深い知見を有する専門家は、事実上存在しないと考えられる。そこで、CSR情報の保証業務は、複数の専門家がチームを編成してこれに当たるのが最善と考えられる。CSRの各側面については、環境、人権、品質、情報、労働等の専門知識を有するそれぞれの専門家が担当し、最終的な保証業務の取りまとめを担う人材として、経営全般及び保証業務の指揮、管理に通じた専門家がその任務に当たる必要があると考えられる。

しかしながら、現段階において制度として未成熟なCSR情報の保証業務に対して、このような多様な専門家を擁するチーム編成は、コスト的に事実上困難である。したがって、当面、会計士のようなこれまで保証業務を実践してきた専門家が中心となって、必要に応じて、各分野の外部専門家の知見を利用しながら保証業務を実践していくことが考えられる。

(4) CSR情報の保証業務における主題

CSR情報の保証業務における主題は、CSRの多面性から極めて多くのバリエーションが考えられる。例えば、単一の主題の場合であれば、CSR全般に関する取組状況といった主題が考えられる一方、これをブレイクダウンすることで環境、人権、品質といった複数の主題を設定することも考えられる。設定される主題は、保証業務の対象となり得るような特性、すなわち、主題の要件として次の事項を備える必要がある。

- ・ 識別可能であること
- ・ 一定の規準に基づいて首尾一貫した評価又は測定ができること
- ・ 主題情報に関する十分かつ適切な証拠を収集できること

(5) 一定の規準

CSRに関する保証業務の実施に必要な判断基準としての規準は、現状においてもいくつか想定することができる。例えば、遵法性を保証する場合であれば、法律自体が一定の規準となり、またマネジメントを保証する場合であれば、各種のISO規格がこれに該当すると考えられる。

【CSR情報の保証業務における判断基準の例】

- ・ 労働に関するパフォーマンスの遵法性・・・労働関連法
- ・ 品質マネジメントの適合性・・・ISO9000
- ・ 環境に関するパフォーマンス報告の信頼性・・・環境省「環境報告書ガイドライン」
- ・ 説明責任に関するプロセスの有効性・・・AA1000フレームワーク
- ・ CSR情報全般の信頼性・・・GRI「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」

なお、一定の規準としては、社会的に確立されたもののほか、例えば、社内基準のような個別に定められたものが考えられる。ISAE3000では、一定の規準としての要件を具備していれば、このような個別に定められたものであっても保証業務の判断基準として認めている。

一方、保証業務の実施基準としての規準は、現在、次のようなものが公表されている。

【保証業務の実施基準の例】

- ・ 非財務情報全般・・・ISAE3000、保証業務等実務指針（案）
- ・ 環境報告書の記載情報・・・環境省「環境報告書審査基準案」、環境報告書保証業務指針
- ・ 説明責任に関するプロセス・・・AA1000AS

(6) 具体的な保証内容

保証内容を構成する要素は、次の3つに区分できる。保証内容は、これら3要素の組合せとして考えることができる。

- ・ CSRI項目・・・人権配慮、環境配慮、製品安全、品質、情報セキュリティ 等
- ・ 対象とする事象・・・マネジメント、プロセス、パフォーマンス 等
- ・ 対象とする特性・・・有効性、信頼性、遵法性 等

例えば、環境報告書保証業務指針においては、保証内容として環境報告書の記載情報に関する信頼性を想定しているが、ここにいう信頼性とは、一定の規準に対する記載項目の網羅性及び記載された情報の正確性をその構成要素としている。

3. 現在行われているCSR情報に関する保証業務

CSRを構成する要素は、経営全般にわたるため、CSR情報すべてに対する保証業務は、事業活動そのものを保証することにも通じる。したがって、CSR情報全般に対する保証業務は困難なものであるが、後述の事例で分かるように、先進的な企業等は、現在、さまざまな工夫を凝らして自主的な取り組みを行っている。

CSR全般に関する保証業務として、海外において最近目立つものとしては、説明責任に関する状況を主題としてAA1000フレームワーク（FW）への準拠性をAA1000保証基準（AA1000 Assurance Standard）に基づいて保証する例があげられる。また、GRIから公表されたサステナビリティ・レポート・ガイドラインへの準拠性をISAE3000に基づいて保証する例も多くなっている。

一方、CSRの特定の側面に関する保証行為に類するものは、以前から実施されているものも多い。ISO規格に基づいた品質や環境マネジメントに関する審査は国内外問わず行われており、また、国内において特に盛んな環境配慮への取り組みや実績情報に関する環境報告書の第三者審査がそれに当たると考えられる。

そのうち、環境報告書の保証業務は、CSR情報の保証業務の典型的な例である。環境省の国内調査によれば、第三者による審査を受けている企業等は、公表企業等のうち16.3%であり、審査を検討している企業等を含めると41.2%に上る。これに関連して、平成16年5月に「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（環境配慮促進法）が成立した。本法律は、特定事業者に環境報告書の公表を義務付けるとともに企業等に努力義務を課す一方で、環境報告書の審査についても言及しており、将来的な環境報告書の保証業務の進展が予想される状況がより明らかになってきた。なお、日本公認会計士協会は、環境報告書保証業務指針を公表し、順次改正作業を進めている。

環境報告書はその情報範囲を環境以外の社会的な側面に拡大しており、その名称も環境・社会報告書やサステナビリティ報告書といったCSR報告に変貌しつつある。その意味で、国内における環境報告書の保証業務は、CSR情報の保証業務への発展が予想される。

4．CSR報告書の保証事例＜海外＞

以下では、海外におけるCSR報告書に関する保証業務の現状がどのようなものであるかについて調査した結果をまとめ、分析した。

調査は、イギリスのSustainAbility社、UNEP（国連環境計画）格付機関のStandard & Poor's社が2004年に選んだ、世界の非財務報告の上位50社（日本企業を除く。）を対象に、第三者による保証業務の有無、及び保証業務が実施された32社の報告書に掲載されている保証報告書の記載内容に関して行った。

(1) 保証業務の実施状況

上記50社のうち日本企業を除く47社中、第三者による保証業務あるいはそれに類似すると思われる業務が実施された企業は32社であった。国別及び業種別の特徴は以下のとおりである。

国別の特徴

- ・ イギリスでは、ほとんどの報告書に保証業務が実施されている。(15社 / 16社以下同)
- ・ オランダでは、すべての報告書に保証業務が実施されている。(5 / 5)
- ・ ドイツの報告書には保証業務は少ない。(1 / 5)
- ・ アメリカでは、半分の企業で保証業務が実施されている(4 / 8)
なお、アメリカ企業の保証報告書においては、4社すべてにおいて「assurance」ではなく「verification」という用語が使用されている。

業種別の特徴

- ・ 食品関連では、第三者保証が多く実施されている。(7 / 9)
- ・ エネルギーでは、ほとんどの報告書に第三者保証が実施されている。(6 / 7)
- ・ 金融では、すべての報告書に第三者保証が実施されている。(4 / 4)

(図表 - 1) 第三者による保証業務が行われた32企業に関する保証報告書の詳細

社名	国	産業分類	報告書タイトル	業務実施者	保証業務基準	一定の規準 (クライテリア)	保証の範囲	保証の水準
Co-operative Financial Service	英	総合金融	Sustainability Report 2003	JustAssurance	AA1000AS	AA1000FW GRI	報告書	不明
Novo Nordisk	デンマーク	医薬・バイオ	Annual Report 2004	PwC	AA1000AS ISAE3000	GRI in accordance, UN Global Compact	報告書、 報告を支える 活動	限定的な保証
BP	英	エネルギー	Sustainability Report 2004	Ernst & Young	AA1000AS	GRI In accordance	報告書の一部	AA1000 には 保 証レベルの概 念がないこと を記載
British American Tobacco	英	食品・たばこ	Social Report 2003/2004	Bureau Veritas	AA1000AS	AA1000	報告書	不明
BT Group	英	電子通信サービス	Social and Environmental Report 2004	Lloyd's Register Quality Assurance	AA1000AS	GRI In accordance, GRI Telecommunications Sector Supplement	ウェブ上の報告書	不明確
BAA	英	輸送	2003/04 Annual Report and sustainability website	Environmental Resources Management	記載なし	”我々の保証は、 OFR wg , GRI, AccountAbility のようなフォー ラムによって 作成されつつあ る概念を反映し ている”	報告書 ウェブ情報の 一部	不明
Rabobank	オランダ	総合金融	Annual	KPMG	ISAE	記載なし	報告書	限定的な保証

社名	国	産業分類	報告書タイトル	業務実施者	保証業務基準	一定の規準 (クライテリア)	保証の範囲	保証の水準
			Responsibility and Sustainability Report 2003					
Rio Tinto	英/オランダ	金属	2004 Sustainable development review	Environmental Resources Management	記載なし	記載なし	報告書	不明
Royal Dutch/Shell Group	英/オランダ	エネルギー	The Shell report 2003	KPMG PwC	ISAE	記載なし	報告書の一部	限定的な保証
Unilever	英/オランダ	食料品・小売	Environmental Report 2003	URS	記載なし	AA1000FW GRI	ウェブ情報と報告書の一部	不明
Anglo American	英	マテリアル	Report to Society 2004	KPMG	ISAE3000	独自の安全・健康・環境の報告書ガイダンス	報告書の一部	合理的な保証及び限定的な保証
Statoil	ノルウェー	エネルギー	Statoil and Sustainable Development 2004	Ernst & Young	ISAE3000(Dec 2003)	GRI	報告書の一部	限定的な保証
Kesko	フィンランド	食料品・小売	Corporate Responsibility Report 2003	PwC	GRI	GRI	報告書	不明
Manaaki Whenua	ニュージーランド	サービス	Annual Report 2004	Tonkin & Taylor Ltd.	ISO19011, AA1000 AS, draft ISAE2000	GRI	報告書の一部	不明
BHP Billiton	オーストラリア	マテリアル	2004 HSEC Report	URS	AA1000AS	GRI In accordance	報告書報告のプロセス	不明

社名	国	産業分類	報告書タイトル	業務実施者	保証業務基準	一定の規準 (クライテリア)	保証の範囲	保証の水準
United Utilities	英	設備	Corporate Responsibility Report 2004	JustAssurance	AA1000AS	記載なし	報告書	不明
Veolia Environment	仏	設備	2003 Sustainable Development Report	Ernst & Young	記載なし	グループの環境報告手順	報告書の一部	限定的な保証
Bristol-Myers Squibb	米	医薬・バイオ	2002 Sustainability Progress Report	ICF Consulting	記載なし	記載なし	報告書の一部	不明
SABMiller	英	食品・たばこ	Corporate Accountability Report 2004	the Corporate Citizenship Company	記載なし	記載なし	報告書の一部	不明
RWE Group	独	設備	Corporate Responsibility Report 2003	PwC	Principles of the Proper Execution of Environmental Report Audits(IDW PS 820) of the German Institute of Certified Public Accountants, AA1000AS	GRI	報告書の一部	不明(詳細はドイツ語の印刷版にのみ記載)
Sasol	南アフリカ	エネルギー	sustainable Development Report	KPMG	ISAE3000	GRI In accordance	報告書の一部	限定的な保証

社名	国	産業分類	報告書タイトル	業務実施者	保証業務基準	一定の規準 (クライテリア)	保証の範囲	保証の水準
			2002-2004					
Diageo	英	食品・たばこ	2004 Corporate Citizenship Report	the Corporate Citizenship Company	AA1000AS	GRI	報告書	不明
Novartis	スイス	医薬・バイオ	Annual Report 2004	PwC	IFAE, ISAE3000	記載なし	報告書の一部	限定的な保証
ING Group	オランダ	総合金融	Corporate Responsibility Report 2004	Ernst & Young	the Exposure Draft of Royal NIVRA's Assurance Standard	GRI, Sustainability Reporting Guideline issued by the Council for Annual Reporting in the Netherlands	報告書	限定的な保証
Suncor	カナダ	エネルギー	2003 Report on Sustainability	PwC	Standards for Assurance Engagement (Section 5025 of the Canadian Institute of the Chartered Accountants)	記載なし	報告書の一部	限定的な保証
Philips	オランダ	消費者・アパレル	Sustainability Report 2004	KPMG	ISAE3000	GRI、内部のHSE報告のガイドライン	報告書	合理的な保証及び限定的な保証
British Airways	英	輸送	2004 Social and Environmental Report	the Reassurance Network Ltd.	記載なし	記載なし	報告書の一部	不明
Baxter	米	ヘルスケア	2003 sustainability	Environmental Resources	記載なし	Good EHS Reporting	報告書の一部	不明

社名	国	産業分類	報告書タイトル	業務実施者	保証業務基準	一定の規準 (クライテリア)	保証の範囲	保証の水準
			report	Management		Principles developed by Baxter and others		
Carrefour	仏	食品・小売	Sustainability Report 2003	Bureau Veritas	記載なし	sustainability criteria	報告システムとツール	不明
Starbucks Coffee Company	米	食品・小売	Corporate Social Responsibility Annual Report 2004	Moss Adams LLP	記載なし	GRI	報告書	不明
Barclays	英	総合金融	Corporate Responsibility Report 2004	SGS	AA1000AS	GRI	報告書	不明
Premier Oil	英	エネルギー	sustainability performance report 2002	Corporate Citizenship Unit, Warwick Business School	AA1000AS	記載なし	報告書	合理的な保証

(2) 保証報告書の記載に関する分析

上表の調査結果について特徴的な点を、業務実施者、保証業務基準、一定の規準、保証の水準及び保証手続の各項目ごとに分析し、以下にまとめている。

その結果、現在、海外において実施されている保証業務は、国際的な保証業務の枠組みで定められている保証業務の要件に対して、不完全なものが相当数存在しており、CSR報告書に関する保証業務が過渡期にあり、当該業務が徐々に確立されつつあることを示している。

業務実施者

合計32社のCSR報告書に対し、15の組織が業務を実施している。また、Royal Dutch/Shell GroupについてPwCとKPMGが共同で保証業務を実施しているため、業務実施者の延べ数は33組織であり、その内訳は、監査法人が16、コンサルティング会社が12、ISO審査機関が4、その他（大学の研究室）1である。

保証業務基準

それぞれの保証業務で用いられている保証業務基準は、会計士業界の定めた基準が14件（うちISAE3000が9件）、AA1000ASが11件、不明が11件だった。会計士業界の基準を利用している報告書は、1件の例外を除き監査法人が業務実施したものであった。

一定の規準

それぞれの保証業務で用いられている一定の規準は、GRIガイドラインが16件（うち5件は準拠）、AA1000が3件、その他の基準が9件、不明が10件であった。

保証の水準

第三者の保証報告書において、保証の水準について明確に述べているものは、32社の報告書のうち15件であった。内訳は、「限定的な保証」が9件、「合理的な保証」が1件、これらの組み合わせが2件であった。

一方で、保証の水準が不明確又は不明なものは19件であった。これらの多くは保証業務基準や一定の規準も不明であったが、保証業務基準としてAA1000ASを採用していて保証水準が不明なものが8件あり、これらはAA1000ASに保証水準に関する規定がないことが影響していると考えられる。なお、「AA1000ASでは保証レベルについてのガイドラインがない」と明記している報告書が1件あった。

【保証の水準に関する記載事例】

・ 合理的保証及び限定的保証 ...Philips

Assurance report

Context and scope

In The Report Philips describes its efforts and progress in relation to sustainability and reporting. Our engagement was designed to provide the readers of The Report with:

reasonable assurance on whether

- the data on financial performance, as specified in the section 'Work undertaken and conclusions' are properly derived from the 2004 financial statements of Royal Philips Electronics;

limited assurance on whether;

- the data on total energy consumption, total water intake, total waste and total direct CO2 emissions for the years 2001 to 2004 are reliable;
- the other information in The Report is fairly stated.

(Philips Sustainability Report 2004, p.85)

[邦訳]

保証報告書

事実関係及び範囲

フィリップス社の持続可能性報告書には、同社の持続可能性及び報告に関する努力と進歩が述べられている。我々の業務は、当該報告書の読者に対して、次のような保証を付与することである。

(合理的保証を付与した事項)

- 「遂行した業務及び結果」の区分に記載されている財務業績データは、Royal Philips Electronics社の2004年度財務諸表から適切に抽出されているか。

(限定的保証を付与した事項)

- 2001年～2004年の総エネルギー消費量、総取水量、総廃棄物量、総CO2排出量に関するデータは信頼できるか。
- その他の情報は公正に記載されているか。

・ 限定的保証 ...Novo Nordisk

ASSURANCE REPORT ON NON-FINANCIAL REPORTING 2004

Subject, responsibilities, objective, and scope of assurance statement

(前略) Our responsibility, as agreed with Management, is to express conclusions with limited assurance in relation to the principles of materiality, completeness and responsiveness of the AA1000AS and in accordance with the ISAE3000. (後略)

(Annual Report 2004, p105)

[邦訳]

2004年度非財務報告に関する保証報告書

保証報告書の主題、責任、目的、範囲

(前略) 経営者と合意した我々の責務は、AA1000保証基準の諸原則(重要性、網羅性、対応性)に関して、ISAE3000に従って限定的保証により結論を表明することである。(後略)

・ AA1000には保証水準の概念がないことの記載 ...BP

Assurance statement to BP management

Level of assurance There are currently no final guidelines from AccountAbility on agreed definitions for levels of assurance when using the AA1000 Assurance Standard. We planned and performed our review to obtain information and explanation that we considered necessary to form our conclusions against each of the AA1000 Assurance Standard's principles (Materiality, Completeness and Responsiveness), within the terms of reference agreed BP management.

(Sustainability Report 2004, p.56)

[邦訳]

BPの経営者に対する保証報告書

保証水準

現在のところ、AA1000保証基準を適用する場合に、保証水準の合意された定義に関してはAccountAbility社から何の最終的な指針も示されていない。我々は、AA1000保証基準の各原則(重要性、網羅性、対応性)に照らして結論形成するために必要と考えられる情報や説明を得るために、BPの経営者と合意した委託条件の範囲内で、レビューを計画・実施した。

・ 保証水準が不明確 ...BT Group

Assurance Statement

Level of Assurance

A reasonable level of assurance was achieved from our review of the data and information.

Note: a review does not necessarily audit source data and related processes.

(<http://www.btplc.com/Societyandenvironment/Socialandenvironmentreport/Aboutthereport/Assurance/LRQAAssuranceStatement.htm>)

[邦訳]

保証報告書

保証水準

データ及び情報のレビューから合理的水準の保証が付与された。

注記：レビューでは必ずしも原データや関連する諸手順を監査しない。

保証手続

データを集計するシステムの確認（サンプルデータでの確認も含む。）や、報告組織の内部及び外部へのインタビュー、文書のレビューなどが行われている。

5 . CSR報告書の保証事例 < 国内 >

以下では、国内におけるCSR報告書（環境報告書を含む。）に関する保証業務の現状がどのようなものであるかについて調査し、その結果を基に分析を加えた。

調査は、平成17年1月（調査基準日）における公認会計士等が実施するCSR保証業務報告書の記載事項（52社）を対象に実施した。調査項目は、平成14年3月（調査基準日）に実施した環境保証業務報告書の記載事項（43社）と同様の項目について実施した。なお、本研究報告では紙面の関係から調査項目のみを掲げている。

【調査項目】

表題

宛先

保証業務の範囲

業務目標（保証水準を含む。）

保証付与人の責任

実施した手続に関する記述

保証業務の限界に関する記述

保証業務指針

環境報告書の作成基準（判断基準）

結論

保証付与人の署名

保証付与人の住所

環境保証業務報告書日付

その他

この調査結果に基づき、業務実施者、保証業務基準、一定の規準、保証の水準、保証業務の範囲と業務目標について、前回の調査結果との比較検討を加えながら分析し、以下にまとめている。

業務実施者

業務実施者は、監査法人と監査法人の子会社があり、前回の調査では、監査

法人20社、監査法人の子会社23社とほぼ同数だったのに対して、今回の調査結果では、監査法人は2社、監査法人の子会社50社と、監査法人から監査法人の子会社に業務が移行する傾向がある。

保証業務基準

前回の調査では、保証業務指針について、5社の環境保証業務報告書で「現在確立されつつある慣行と指針に基づいた検証アプローチを採用している」としている以外には、言及している環境保証業務報告書はなかった。今回の調査でも、最も多かったのは、「現在確立されつつある慣行と指針に基づいた検証アプローチを採用している」としている10社であったが、その次に「日本公認会計士協会の経営研究調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針（中間報告）」及び環境省「環境報告書審査基準案」を挙げているものが9社、「日本公認会計士協会の経営研究調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針（中間報告）」のみを挙げているものが7社あり、保証業務指針について具体的に言及している報告書が増加してきた。

個別的にみると、「日本公認会計士協会の経営研究調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針（中間報告）」を保証業務指針に挙げている報告書は16社と最も多く、このことは、当協会が環境報告書による円滑な情報伝達の仕組みを確立するため、一般に公正妥当と認められた保証業務指針を確立し、関係者がそれを認知させるため、規範的な役割を有する保証業務指針を率先して検討してきた成果と評価できると思われる。

一定の規準

前回のベンチマーク調査の結果では、環境報告書の作成基準として「会社の定める方針」に従っている旨を記載しているケースが27社あり、残りの13社については、作成基準について言及していなかった。

今回の調査でも、最も多かったのは「会社の定める方針あるいは基準」としている33社であるが、他に「現在確立されつつある慣行と指針」が9社、「環境省「環境報告書作成基準案」」が8社あり、残りの2社については、作成基準について言及していなかった。作成基準も環境省が「環境報告書作成基準案」を発表したことなどにより、これを利用する企業が増えてきている。

保証の水準

保証水準に関しては、日本公認会計士協会の経営研究調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針（中間報告）」及び環境省「環境報告書審査基準案」を保証業務指針に挙げている9社が、環境情報に合理的保証を付与してい

るとともに、「現在確立されつつある慣行と指針に基づいた検証アプローチを採用している」としている10社も、環境情報の収集・報告のプロセスの有効性に対して合理的保証を付与している。前回の調査ではすべての報告書が限定的保証であったのに対して、その後の保証業務指針の登場や、保証業務が確立しつつあることなどにより、合理的保証が可能になってきたものと考えられる。

保証業務の範囲と業務目標

保証業務の範囲については、環境報告書に記載されている情報、環境パフォーマンス情報と環境会計情報、記述情報、環境情報の収集・報告のプロセス、と大きく4つに分類された。

それぞれの業務目標を分析してみると、「環境報告書に記載されている情報」に関しては、「網羅性及び正確性」が8社、「正確性」が7社、「環境パフォーマンス情報と環境会計情報」は16社が「信頼性」、1社が「網羅性、正確性」「記述情報」についても8社すべてが「整合性」、「環境情報の収集・報告のプロセス」も10社とも「有効性」となっていた。

前回のベンチマーク調査は、「保証業務の範囲ごとに業務目標が多様となっていて、利用者を混乱させる要因のひとつとなっているものと思われる。」との指摘があったが、今回の調査では保証業務の範囲・業務目標に関する記述は多様性があるものの、それぞれの業務範囲に対する保証目標及び保証水準が整理され、利用者の理解も得られやすくなってきていると考えられる。

6. 今後の方向性

現在においても、CSR情報は企業等の自主的な取組みとしての持続可能性報告書やCSR報告書の形で開示されたり、特定項目に関するマネジメントシステムの規格適合性のアピールといった形で社会に情報発信されている。それらに対して保証業務は、報告書情報の信頼性の保証、あるいはマネジメントシステムの規格適合性の保証といった形で、各々の主題に相応しい方法によって行われている。

その一方では、EUにおける財務報告上のCSR情報の開示義務化とその監査の強化に係る検討が行われ、また、米国における企業改革法（SOX法）に端を発した、非財務事項を含む企業の内部統制の有効性に関する独立第三者の監査が制度化されている。これらの、いわゆる財務報告に関連するCSR情報開示とその保証業務が、既に一般化しつつある環境報告書の第三者保証のような自主的な非財務報告の保証業務とどういった関係性を持つのかについては、現時点においては整理されていない。

これらの2つの種類の保証業務は重なり合う部分も多く、共通化したほうが効率的であるようにも見えるが、それぞれの報告内容を考えると、財務報告に関するCSR

情報は、あくまで財務的なインパクトを与えると予想されるものに限定されるのに対して、自主的な非財務報告の流れにあるCSR報告や特定項目のマネジメント状況の情報開示といったものは、より網羅的かつ詳細にならざるを得ないであろう。

CSR情報の保証業務の今後の動向として、制度化のいかんを問わず、基本的には非財務報告に関する保証業務が主として行われ、財務報告上のCSR情報に関する保証は非財務報告のそれを利用する、というのが効率的かつ効果的であるように思われる。実際、オランダでは財務報告上のCSR情報開示について、CSR報告書を参照できるとする制度化を行っている。この場合、将来的に当該情報に保証業務が要求されることになれば、非財務報告に対する保証業務の結果を、財務報告において利用するのが自然であると考えられる。

制度がどのような形態をとるにせよ、CSR情報の開示にとって保証業務は重要ではあるが、より重要なことは開示されるCSR情報の社会的な価値とクオリティである。保証業務は、あくまでそれをサポートするものであり、保証業務はCSR情報の発信方法によって、その主題、保証レベル及び手続の種類などを合理的に変えていく必要がある。

以 上